

「令和8（2026）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」について

1 要旨・目的

本県における人権啓発の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、「令和8（2026）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」を作成した。

この報告書は、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の人権啓発活動についての理解を深め、施策の推進に活用する。

2 現状・背景

「広島県人権啓発推進プラン」（令和3年3月改定）第3章の5の規定により、人権啓発の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表することとされている。

3 概要

（1）報告対象

- 令和7（2025）年度の人権啓発活動関係施策の実施状況等
- 令和3～6（2021～2024）年度の人権啓発活動関係施策の実施状況等

（2）実施期間

令和3～7（2021～2025）年度

（3）実施状況（詳細は別紙のとおり）

- 「広島県人権啓発推進プラン」に掲げる12の人権課題について、人権啓発イベントや講演会、研修会を開催するなど、様々な手法で啓発事業を実施した。
- 県民の人権に関する意識について把握する「モニタリング指標」の動向について、令和7年度は前年度から1.1ポイント増加し、現行計画期間内の5年間で4.7ポイント増加している。
- 一方で、依然としていじめや子供・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害等の人権侵害が発生するなど、人権尊重の理念が十分に浸透している状況とは言えない。引き続き、関係部署と連携し、各人権課題の正しい知識の周知や、取組を進めるための人材育成を効果的に実施する。

モニタリング指標※	計画策定時 [R2]	R3	R4	R5	R6	R7
「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合	32.4%	31.6%	35.0%	32.2%	36.0%	37.1%

※県民意識調査

4 その他（関連情報等）

県ホームページ

- ・ 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/nenji_jinken.html
- ・ 「広島県人権啓発推進プラン」（第5次）の策定について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/jinkenplan5.html>

【参考 令和7年度人権課題別の関連指標一覧】

(1) 女性

指 標 項 目	計画 策定時	目 標	実績	備 考
			R7年度	
【女性の人権擁護】 デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	66.5% [R元]	75.0%以上 [R7]	64.7%	「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」より
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	7.4% [R2]	13.0%以上 [R5]	9.6% (R5)	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
【性別による役割分担意識の是正】 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	— [R3]	現状値を把握の上設定 [R7]	58.0%	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
【職場における女性の活躍促進】 女性（25～44歳）の就業率	72.3% [H27]	82.5%以上 [R7]	R9.3月判明 予定	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.1% [R2]	25.0% [R7]	19.6% (R6)	
男性の育児休業取得率	13.0% [R元]	50.0% [R7]	46.2% (R6)	

(2) 子供

【子供の人権擁護】 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.3% [R元]	83.0% [R6]	81.3% (R6)	「広島県子供の未来応援プラン」より
児童虐待により死亡した児童数	0人 [R元]	0人 [R6]	0人	
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）	78.0% [R元]	83.6% [R6]	71.6% (R6)	

(3) 高齢者

【権利擁護の推進】 認知症サポーター養成数	269,000人 [R2]	362,000人 [R7]	399,311人	「第9期ひろしま高齢者プラン」より
--------------------------	------------------	------------------	----------	-------------------

(4) 障害者

【理解促進】 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	67.0% [R2]	70.0% [R5]	68.9% (R5)	「第4次広島県障害者プラン」より
あいさつサポーター数	240,176人 [R元]	255,000人 [R7]	263,130人	
【活躍できる環境づくり】 民間企業の障害者実雇用率	2.18% [R元]	法定雇用率以上 [R7]	2.54%	「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より

(5) 同和問題

人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局] 同和問題に対する差別待遇	10件 [R元]	—	0件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局] 同和問題に対する差別待遇	12件 [R元]	—	7件	

(6) 外国人

生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合	47.6% [R2]	70.0% [R7]	80.6%	「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より
人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局] 外国人に対する差別待遇	3件 [R元]	—	0件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局] 外国人に対する差別待遇	4件 [R元]	—	3件	

(7) 性的指向・性自認

県内の公的機関（エソール広島含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数	172件 [R元]	430件 [R7]	228件	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
--	--------------	--------------	------	-----------------------

(8) 感染症患者等

人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局] 疾病患者に対する差別待遇	0件 [R元]	—	0件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局] 疾病患者に対する差別待遇	1件 [R元]	—	1件	

(9) 刑を終えて出所した人

地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 （他計画との一体的策定を含む。）	2市 [R2]	20市町 [R7]	23市町	「広島県再犯防止推進計画」より
---	------------	--------------	------	-----------------

(10) 犯罪被害者等

犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	11.2% [R2]	18.0%以上 [R7]	8.8%	「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より
------------------------	---------------	-----------------	------	------------------------------

(11) インターネットによる人権侵害

インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数	4,433件 [R元]	—	4,161件	「警察本部集計」より
--------------------------------	----------------	---	--------	------------

(12) 国及び他団体と協力していく分野

【北朝鮮当局による拉致問題等】				
人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局] 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	0件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局] 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	0件	
人権相談件数[広島法務局] 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	0件	

【アイヌの人々】				
人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局] アイヌの人々に対する差別待遇	0件 [R元]	—	0件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局] アイヌの人々に対する差別待遇	0件 [R元]	—	0件	

令和 8（2026）年度版

広島県人権啓発推進プランの 実施状況等に関する報告

広 島 県

～本書について～

趣 旨

広島県では、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 3 月策定）」の《実施計画》である「広島県人権啓発推進プラン（第 5 次）（令和 3 年 3 月策定、以下「推進プラン」という。）」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

本書は、推進プラン第 3 章 5 の規定により、人権啓発の実施状況を点検し、その結果を今後の啓発に反映させることを目的として作成しました。

目 次

1	目指す姿（５年後の人権啓発の姿）	1
2	令和７（2025）年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況	
	（１） 各人権課題に対する取組	
①	女性	1
②	子供	6
③	高齢者	8
④	障害者	10
⑤	同和問題	12
⑥	外国人	14
⑦	性的指向・性自認	16
⑧	感染症患者等	17
⑨	刑を終えて出所した人	18
⑩	犯罪被害者等	19
⑪	インターネットによる人権侵害	20
⑫	国及び他団体と協力していく分野	21
	（２） 効果的な啓発の実施	
①	プランの推進体制	23
②	効果的な啓発方法	23
③	人材育成	24
④	多様な手法や時機を捉えた啓発	27

3 令和3（2021）年度～令和6（2024）年度に県が実施した人権啓発に関する施策の実施状況

（1） 各人権課題に対する取組

① 女性	28
② 子供	31
③ 高齢者	33
④ 障害者	34
⑤ 同和問題	36
⑥ 外国人	36
⑦ 性的指向・性自認	37
⑧ 感染症患者等	37
⑨ 刑を終えて出所した人	38
⑩ 犯罪被害者等	38
⑪ インターネットによる人権侵害	39
⑫ 国及び他団体と協力していく分野	39

（2） 効果的な啓発の実施

① プランの推進体制	40
② 効果的な啓発方法	40
③ 人材育成	40
④ 多様な手法や時機を捉えた啓発	40

1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

- 個々人の性別[※]、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

モニタリング指標項目	プラン 策定時 [R2]	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	把握方法
「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合	32.4%	31.6%	35.0%	32.2%	36.0%	37.1%	県民意識調査

※性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」（「心の性」とも言われる）や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

2 令和7(2025)年度の人権啓発活動関係施策の実施状況等

(1) 各人権課題に対する取組

①女性 ■取組の方向					
○性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。 ○また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。					
取組方向	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
【女性の人権擁護】					
「DV防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」について、暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。	—	・県内の配偶者暴力相談支援センターや女性支援・DV防止に係る相談窓口について、最新の情報に時点修正を行い、県ホームページ等に掲載した。	・県民に対して女性支援・DV防止に係る相談窓口を周知することができた。 なお、市町の配偶者暴力相談支援センターは令和3年以降増えていないが、県内全市町において相談窓口を明確化できている。	健康福祉局	こども家庭課
より早期から、対象に応じて、デートDVやDVに関する正しい知識の啓発を行います。	1,292	・県で育成した予防講座講師について、県内中学校、高等学校等で予防講座を実施できるよう、市町が把握している講師等も含めた人材リストを作成し、教育委員会等を通じて提供した。 ・高等学校等における啓発資材の配付を実施した。 ・県内高校生に対する意識調査を実施した。	・目標値には届かなかったものの、高校生の精神的暴力の認識率は令和6年度とほぼ同割合で、経年でみると増加傾向にある。 ・高校生に対する意識調査について、回収率が約3割にとどまっており、回収率の向上に向けた取組が必要である。	健康福祉局	こども家庭課
性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、中学・高校生など若年層への周知を強化するとともに、24時間365日、秘密厳守で相談できることや、Webを活用した相談申込みの受付などといった、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信を行います。	792	・県内全ての中学校・高等学校の新入生にリーフレットを配布するとともに、小学校高学年に対しては、学齢に応じた内容のリーフレットとカードを配布。	・性被害の多い若年層に対する広報啓発を重点的に実施できた。 ・性被害等は、被害が潜在しやすいことから、小・中・高・大学生など若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等の啓発を継続して行う必要がある。	環境県民局	県民活動課
配偶者暴力やストーカー事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。また、こうした事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。	—	・夫婦や家族のこと、職場の人間関係など、様々な悩みに対する電話相談は水曜・日曜・祝日・年末年始を除く週5日実施したほか、面接相談は毎週金曜日に行った。エソール広島で令和7年度に受け付けた相談件数は2,588件。うち、DVに関する相談は333件と全体の約13%であった。 ・通常の電話・面接相談では解決の糸口が見出せない女性等に対する弁護士による面接相談を、奇数月の第3金曜日に行った。（実施回数：5回、相談者：10件）	・相談業務では、必要に応じてこども家庭センターや医療機関等の専門機関へつなぐなど、問題解決のため、関係機関への接続を行うことができた。 ・弁護士による無料相談会では、他機関を介することなくワンストップでつながることが可能となった。 ・相談窓口には、様々な課題が絡み合った悩みが寄せられたり、問題が解決した後の精神的支援として専門機関からエソール広島を紹介されるケースもあるため、一人一人の状況に応じた支援者の対応力向上が必要である。	環境県民局	わたらしい生き方応援課
	56	・DV関係機関連絡会議（全県、西部地区、東部地区、北部地区）を開催。協議、情報交換を通して多様化する相談への対応についての情報共有を行った。	会議において、先進的な市町の取組を共有するなどし、関係機関との連携を充実させることができた。 市町においても関係部署や関係機関の連携が進められるよう、会議体の設置などを推進していく必要がある。	健康福祉局	こども家庭課
	—	○警察官への研修 ・配偶者暴力・ストーカー事案を担当する警察官を対象として教養を行ったほか、全警察署対象に巡回教養を実施した。また、業務を通じて警察署担当者等に対する個別指導や、現場対応等を行う警察官に対する教養資料等の発出を行った。	○警察官への研修 ・教養や巡回指導等を実施することで、危険性・切迫性に応じ被害者の安全確保を最優先とした偏りのない現場対応や、対応する警察官の事案対処能力の向上が図られた。	警察本部	人身安全対策課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止に向け、職場におけるハラスメント防止に関する国の指針等の周知を含めた企業等への啓発、相談窓口の周知などに取り組めます。	—	・事業主に対する未然の防止対策や相談体制の整備等必要な措置の周知・啓発 ・企業従業員に対する国等の相談窓口の情報提供	・ホームページなどを通じて、事業主等に対し、認知向上を図ることができた。 ・事業主等に対して、未然の防止対策や相談体制の整備等の必要性について、広く周知・啓発していく必要がある。	商工労働局	人的資本経営促進課

指 標 項 目	プラン 策定時	目 標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【女性の人権擁護】 デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	66.5% [R 元]	75.0%以上 [R 7]	58.9%	59.6%	63.4%	64.8%	64.7%	「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」より	こども家庭課
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	7.4% [R 2]	13.0%以上 [R 5]	—	—	9.6%	9.6% (R5)	9.6% (R5)	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より	県民活動課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課				
【性別による役割分担意識の是正】									
性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例紹介や交流の場の設定、またこうした取組の発信により、県民の固定的な意識の解消につながるよう取り組みます。	8, 747	○わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・川柳コンテストにおいて、固定的な性別役割分担意識意識の解消に向けた情報発信を、企業等と連携して実施した。	・性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例を、川柳や、連携した企業へのインタビューという形で、効果的に発信できた。 ・性別に関わらず働き方や暮らし方を選択できていると感じる県民の割合は近年、6 割程度の横ばいであるほか、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 ・「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
固定的な意識の解消に向けてこれまで取り組んできた意識啓発については、ターゲットやテーマを地域の実情に合わせて選定するなど内容の工夫に加え、Web を活用して対象を広げることなどにより、啓発効果の拡大を図ります。	8, 747 【再掲】	○わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・県民参加型の川柳コンテストとして実施。特設サイトを設け、SNS等の広告により県民の関心を獲得した。 ・また、表彰式等のメディア掲載を狙う取組も実施し、様々な媒体で県民に情報発信を行った。加えて、企業等とも連携し、面的な普及啓発活動を行った。	・前年度を上回り過去最多の作品応募があるなど、一定の県民の関心を得ることができた。 ・性別に関わらず働き方や暮らし方を選択できていると感じる県民の割合は6 割程度の横ばいであるほか、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 ・「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修や意見交換の実施などにより、それぞれが互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方を認識し、配慮することができる意識の醸成を図ります。	8, 747 【再掲】	○わたしらしい生き方を選択するためのワークショップ事業 ・県民参加型の川柳コンテストとして実施。特設サイトを設け、SNS等の広告により県民の関心を獲得した。 ・また、表彰式等のメディア掲載を狙う取組も実施し、様々な媒体で県民に情報発信を行った。加えて、企業等とも連携し、面的な普及啓発活動を行った。	・前年度を上回り過去最多の作品応募があるなど、一定の県民の関心を得ることができた。 ・性別に関わらず働き方や暮らし方を選択できていると感じる県民の割合は近年、6 割程度の横ばいであるほか、男女共同参画に関する課題として、広島県の自治会長に占める女性の割合は7.7%（R7）に留まっている。 ・「地域活動に参画する女性リーダーが少ない」理由として、県内市町や有識者等からは、固定的な性別役割分担意識や世代間ギャップなどが挙げられており、地域活動における男女双方の意識改革を一層進める必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
エソール広島（広島県女性総合センター）が実施する男女共同参画を推進するための研修・交流、相談情報提供事業及び啓発活動を連携して行います。	86, 660	・ジェンダー平等の視点に立った意見の反映が進むよう、防災や世代間のジェンダー観の違い等をテーマとした男女共同参画公開講座を開催した。 （男女共同参画公開講座：9 回、354 人） ・ジェンダー平等や女性活躍などについて考えるきっかけとなるよう、関係団体等と連携した共催事業や企業等からの研修受託を行うとともに、図書等の配架・貸出やSNS等を利用した講座・研修の情報発信等を行った。 （共催事業：54回、6, 887人） （研修受託：18回、1, 455人）	・男女共同参画公開講座の受講者からの満足度は高く、令和7 年度から新たに実施した連続講座「出張！エソール塾」では、ジェンダー格差等について考えてもらうきっかけを提供できた。 ・民間団体との共催事業の実施回数は前年度より増加したほか、新たな団体と連携し事業を行った。 ・YouTube動画配信内容の拡充及び、人権週間等に合わせた公開や、講座の事前学習に活用する等により視聴回数増加につなげ、啓発効果を高めることができた。 ・企業・団体等との共催事業や施設利用が増えたことなどにより、利用者数の目標値である3 万人を初めて上回った。今後も市町や関係団体と連携した活動や広報啓発をすすめるとともに、様々な機会を捉え、エソール広島の活動の認知度を向上させ、利用促進を図る必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
県民を対象とした人権啓発イベントや啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、女性の人権について啓発を行います。	2-(2)-②-イに含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照		環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【性別による役割分担意識の是正】 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	— [R 3]	現状値を把握の上設定 [R 7]	59. 9%	58. 0%	59. 6%	61. 8%	58. 0%	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より	わたしらしい生き方応援課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
【職場における女性の活躍推進】					
様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。	20, 019	・県内企業の経営者等に対し、女性活躍に向けた理解促進を図り、女性活躍への取組着手に向けた動機付けを行った。 ・また、県内企業を対象に、女性活躍の取組定着や男女がともに働きやすい環境整備に向けた自律的な取組を促進するための支援を行った。 ・人的資本経営の推進に関する機運醸成セミナーで、女性活躍推進企業の事例紹介等を実施（参加者数：311人（R7）） ・県内企業で働く女性従業員に対し、自身のキャリア意識や組織内での行動力向上を目的とした研修を実施するとともに、当該研修で学んだことを企業経営者等へ発表し、意見交換をすることで組織を挙げた女性人材の管理職登用の機運醸成を図った。（参加者数：延べ312人（R7）） ・県内企業の幹部候補者の女性管理職を対象に、異業種も含めた社外の幹部候補者とのネットワークを構築し、交流することで幅広い知見を深めることにより、将来の幹部登用にに向けた機運醸成を図った。（参加者数：28人（R7））	・女性の就業率は着実に上昇し、企業における女性活躍の取組着手の効果は認められるものの、その多くが就業継続（仕事と家庭の両立支援）の取組に留まり、令和6年度の県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は19.6%と目標（24.0%）を下回るなど、20%弱と横ばいで推移しており、依然として、男女間の管理職及び役員に占める割合の差や賃金格差が存在しているため、引き続き、性別に関わらず誰もがライフイベントと両立しながら働くことができるよう、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進し、企業内での登用促進などに取り組む必要がある。	商工労働局	人的資本経営促進課
女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向け、経営者等への取組の働きかけを行うとともに、女性従業員を対象とした研修及び企業や業種の枠を超えたネットワークを形成する機会の提供などによる意欲向上の支援に取り組みます。	20, 019 【再掲】	・県内企業の経営者等に対し、女性活躍に向けた理解促進を図り、女性活躍への取組着手に向けた動機付けを行った。 - また、県内企業を対象に、女性活躍の取組定着や男女がともに働きやすい環境整備に向けた自律的な取組を促進するための支援を行った。 ・人的資本経営の推進に関する機運醸成セミナーで、女性活躍推進企業の事例紹介等を実施（参加者数：311人（R7）） ・県内企業で働く女性従業員に対し、自身のキャリア意識や組織内での行動力向上を目的とした研修を実施するとともに、当該研修で学んだことを企業経営者等へ発表し、意見交換をすることで組織を挙げた女性人材の管理職登用の機運醸成を図った。（参加者数：延べ312人（R7）） ・県内企業の幹部候補者の女性管理職を対象に、異業種も含めた社外の幹部候補者とのネットワークを構築し、交流することで幅広い知見を深めることにより、将来の幹部登用にに向けた機運醸成を図った。（参加者数：28人（R7））	・女性の就業率は着実に上昇し、企業における女性活躍の取組着手の効果は認められるものの、その多くが就業継続（仕事と家庭の両立支援）の取組に留まり、令和6年度の県内事業所における指導的立場に占める女性の割合は19.6%と目標（24.0%）を下回るなど、20%弱と横ばいで推移しており、依然として、男女間の管理職及び役員に占める割合の差や賃金格差が存在しているため、引き続き、性別に関わらず誰もがライフイベントと両立しながら働くことができるよう、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進し、企業内での登用促進などに取り組む必要がある。	商工労働局	人的資本経営促進課
男性の育児休業等の取得促進に向け、市町等の関係機関と連携して、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画することの意義や効果などについて、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。	2, 550	・県内企業における男性育児休業取得促進の取組の優良事例の収集・発信をすることで、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりへの意識醸成を行った。 ・広島県イクメン推進アンバサダーによる企業紹介（動画発信R7：3社） ・男性育休ベストプラクティスの収集・発信（R7：12社） ・男性育休ベストプラクティスのうち、選定した企業の記事作成、発信（R7：5社） ・育児・介護休業法の改正によるR4.10.1からの産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得等や、国の「こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）」において政府目標が令和7年（2025年）50%、令和12年（2030年）85%とされたことを踏まえ、本県の目標値も国に準じて見直した。	・県内企業の男性育児休業取得促進ベストプラクティスの情報発信などの取組や、法改正による育児休業制度の拡充等により、令和6年度の男性の育児休業取得率の実績は、53.8%と、年度目標（40.0%）を上回るなど、男性の育児休業取得率は総じて上昇傾向で全国平均値（R6：40.5%）を上回って推移しているものの、女性の育児休業取得率に比べると低い水準にとどまっていることや、男性の育児休業取得者のうち、約5割が取得期間1か月未満であるなど、更なる取得推進と取得期間の長期化などに取り組む必要がある。	商工労働局	人的資本経営促進課

指 標 項 目	プラン 策定時	目 標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【職場における女性の活躍促進】 女性（25～44歳）の就業率	72.3% [H 27]	82.5%以上 [R 7]	—	—	—	—	R9.3月頃 判明予定	「わたらしい生き方 応援プランひろしま」 より	人的資本 経営促進課
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.1% [R 2]	25.0% [R 7]	19.9%	20.8%	19.6%	19.6%	R8.10月頃 判明予定		
男性の育児休業取得率	13.0% [R 元]	50.0% [R 7]	24.0%	33.1%	46.2%	53.8%	R8.10月頃 判明予定		

②子供 ■取組の方向						
○児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。						
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等		担当局	担当課
【子供の人権擁護】						
子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、保護者や子育てをこれから行う世代など県民への周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。	3,582	・児童虐待防止月間を中心に子育て世代を主なターゲットに、Webページに誘導するための集中的な広報を実施	・子育て世代やこれから親になる世代などをターゲットにより分かりやすいWebページを作成するとともに、検索キーワード等に連動した広告表示などの手法により、当該Webページに誘導する広報などを行った。 ・体罰等によらない子育てをしている親の割合は80%以上の水準で推移しているが、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親が一定数いることから、子供への体罰の悪影響や相談窓口等の更なる周知が必要。		健康福祉局	こども家庭課
児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などを、広く県民に周知していきます。	3,582 【再掲】	・児童虐待防止月間を中心に子育て世代を主なターゲットに、Webページに誘導するための集中的な広報を実施 【再掲】	・Webページに子育て家庭の周囲の人に向けたページを作成するなど県民への周知を行った。 ・児童虐待を受けたと思われる子供を発見した人が速やかに通告できるよう、児童虐待の通告義務及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や市町こども家庭センター等の相談窓口等のさらなる周知が必要。		健康福祉局	こども家庭課
学校等と連携し、いじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための啓発を行います。	36	○いじめダイヤル24事業 ・いじめで悩んでいる児童生徒保護者への相談窓口として、県立教育センターに「いじめダイヤル24」を設置。 ・令和7年度相談実績は38件、うちいじめに関する相談件数22件。 ・臨床心理士及び相談指導員が相談者の心に寄り添いながら相談内容に応じた適切なアドバイスを行うとともに、一人で悩まず学校や保護者に相談する等の解決方法についても助言している。	・いじめの有無に関わらず、人間関係のトラブルや、様々な不安や悩みを相談できること、また、いじめにつながる可能性のある事案等についても相談できるなど、早期発見、早期対応の充実に向けて重要な機能を果たすことができている。 また、学校外の相談窓口が機能することにより、児童生徒には、相談する窓口の選択肢が増えるなど、いじめに係る早期発見、早期対応の取組につなげることができた。 ・児童生徒がSOSを出せていない事案がある可能性を鑑み、「いじめダイヤル24」を含めた校内外の相談窓口の周知を繰り返し行う必要がある。		教育委員会	豊かな心と身体育成課
県民を対象とした人権啓発イベントでの子供の人権に関する事例発表や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)-②-イを含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照			環境県民局	わたしいき方応援課

指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【子供の人権擁護】 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.3% [R元]	83.0% [R6]	82.6%	80.1%	87.3%	81.3%	R8.9月 判明予定	「ひろしま子供の未来応援プラン」より	こども家庭課
児童虐待により死亡した児童数	0人 [R元]	0人 [R6]	0人	0人	0人	1人	0人		
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）	78.0% [R元]	83.6% [R6]	79.1%	73.8%	71.1%	71.6%	R8.11月 判明予定		豊かな心と身体育成課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
【青少年の健全育成】					
「広島県青少年健全育成条例」の運用等により、インターネット等の適正な使用について子供、保護者や青少年活動に携わる人等への啓発など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護する取組を推進します。	1, 428	・県内の中学校 1 年生に「自画撮り被害防止」に関するリーフレットを配布し、小学 4 年生には「インターネット適正利用」に関するリーフレットを配布 ・フィルタリングの利用促進のため、携帯電話事業者及び販売店に対し、保護者へのフィルタリング利用促進チラシの配布協力を依頼した。 ・青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会を中国総合通信局及び広島市等と共催で開催	・関係機関等と連携し、青少年のインターネット適正利用に係る広報・啓発を効果的に実施することができた。 ・インターネット利用の低年齢化や情報通信環境の変化に対応した啓発を実施する必要がある。	環境県民局	県民活動課
暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図ります。	192	・暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図った。 ・広報啓発用ポスター作成(令和 7 年度) : 2,300部 ・広報啓発用ポスター掲示(令和 7 年度) : 各学校、駅、バス・電車内等	・暴走族等の現状について、関係機関との意思統一を図ることができた。 ・今後も暴走族等に対する県民意識の醸成を図る必要がある。	警察本部	少年対策課
少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。	12, 924	○犯罪防止教室 ・少年の規範意識の向上を目的として、学校や通信事業者等関係機関と連携した犯罪防止教室を実施した。 ・犯罪防止教室実施数(令和 7 年度) : 1, 054回 ・通信事業者との犯罪防止教室実施数(令和 7 年度) : 23回 ・非行少年総数(令和 7 年) : 1, 122人	・学校における犯罪防止教室は、例年通り実施し、効果的な取組を継続的に実施できた。 ・非行少年総数は、令和 4 年以降増加し続けている状況にあり、少年の規範意識の向上に向けた取組を強化するため、通信事業者等関係機関と連携した犯罪防止教室を引き続き実施する必要がある。	警察本部	少年対策課
	12, 924 【再掲】	○少年に対する声かけ活動 ・少年警察ボランティア等と連携した祭礼時等における街頭補導活動、少年警察ボランティアの協力を得た通学時等の積極的な声かけ・あいさつ運動 ・少年補導協助力による学校担当制活動(校門指導、校内巡回、街頭補導等) (令和 7 年度) - 小学校 延べ4, 957回 - 中学校 延べ5, 341回 ・少年指導委員によるゲームセンター等風俗営業所への立入り、街頭補導等131回	・少年指導委員による風俗営業所への立入りなど少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動や少年補導協助力による学校担当制活動を活発に行った。 ・令和 7 年における非行少年のうち、中学生以下が約47%を占めていることから、少年補導協助力による学校担当制活動を引き続き実施し、小中学生に対する声かけ活動を実施する必要がある。	警察本部	少年対策課
	12, 924 【再掲】	○少年の立ち直りに向けた取組 ・立ち直り支援を必要とする少年の規範意識の向上及び社会の一員としての意識の涵養に資することを目的に、少年を一堂に集め、「学習支援」「社会奉仕活動」「犯罪防止教室」「体験活動」等の居場所づくりを行う。 ・少年サポートルーム - 令和 7 年中91回延べ285人 ・少年非行の背景には、少年の規範意識や自己肯定感の低下、家庭の教育力の低下等があることから、少年の規範意識や自己肯定感、自己有用感の向上を図る場として従来の少年サポートルームに加え、出前方式でも開催し、非行の未然防止と再非行防止を推進した。	・定期開催している少年サポートルームだけでなく、地域に応じ警察署やボランティアと連携した居場所づくり、学習支援等を個別に実施した。 ・非行少年総数は、令和 4 年以降増加し続けている状況にあり、今後も少年の立ち直りに向けた取組を継続して実施する必要がある。	警察本部	少年対策課

③高齢者						
■取組の方向						
○高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。						
取組方向	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課	
【理解促進】						
「老人の日」（9月15日）の全国キャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、懸垂幕の掲示や期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により、周知を図っています。	—	・老人保健福祉月間事業実施要綱を制定し、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権尊重等6つの目標を掲げ、高齢者保健福祉の重要性についての理解の促進を図った。 ・関係団体、県内市町及び県関係課へ高齢者保健福祉に関連する実施事業の情報提供を依頼し、回答をとりまとめて要綱とともに県ホームページに掲載し、広報活動を行った。 ・百歳高齢者への内閣総理大臣祝状・記念品伝達を行った。	・関係団体等への周知が浸透しつつあり、県ホームページの情報提供量（掲載量）が増加している。 ・引き続き、県のホームページ等を活用した広報活動を行い、老人保健福祉月間に関する理解の促進を図っていく必要がある。	健康福祉局	地域共生社会推進課	
県民を対象とした人権啓発イベントでの高齢者の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)-②-イに含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照			環境県民局	わたしらしい生き方応援課
【活躍できる環境づくり】						
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの各種事業を通じ、高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進します。	39,961	・全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等を行う。 ○広島県シニア総合スポーツ大会（派遣選手選考） ・55歳以上の人を対象に、8種目の競技を実施 参加者数：543人 ○全国健康福祉祭（ねんりんピック）（選手派遣） ・第37回全国健康福祉祭ぎふ大会への県選手団の派遣 参加人数：146人 ○広島県シルバー作品展 ・高齢者による作品（日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真）の募集と優秀作品の展示等※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展の選考を兼ねる。 ・シルバー作品展出品数：233点 ○シニア囲碁・将棋大会 ・高齢者を対象とする将棋及び囲碁の大会の開催 ※次年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）の予選会を兼ねる。 ・シニア囲碁・将棋大会参加者数：158人	・広島県シニア囲碁大会については、県内2箇所（東部地区：福山市、西部地区：広島市）において実施し、参加者の利便性の向上を図ることにより、より多くの参加者を募ることができた。 ・今後も県内全域からより多くの高齢者に積極的に参加してもらうため、関係機関と連携し、広く普及啓発を行い、新規参加者の開拓にも積極的に努める必要がある。	健康福祉局	健康づくり推進課	
高齢者の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置や、市町と連携したプラチナ大学の開校、退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す出前講座の開催などにより、高齢者の社会参画を推進するための普及啓発に取り組めます。	8,519	○社会参加きっかけづくり応援事業 ・高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや、地域活動のきっかけづくりを支援する取り組みを行うことで、高齢期になっても、孤立することなく、役割と居場所、つながりを持ち続け、地域で活躍できる人や場の拡充を図った。 ・安芸高田市、熊野町及び神石高原町で実施。きっかけづくり講演会の開催、健康マージャンサロンの立ち上げ、熊野町サロン交流会（他地区のサロンの活動内容を共有し、活動の活性化と相互の交流）の開催、支え合い活動リーダー等研修の開催、コーヒーボランティアの創設及び活動、子供の遊び場マップを用いた多世代交流の実施	・各活動により、社会参加への意識づけや地域活動のきっかけづくりに着手することができた。 ・引き続き、高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人に対し、社会参加への意識の定着を図っていく必要がある。	健康福祉局	地域共生社会推進課	
高齢者が活躍している企業の優良事例の見える化などにより、企業に対して高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。	—	○高齢者の就労促進 ・高齢者雇用に前向きな企業に働きかけ、マッチングの場として福山市で「シニア向け企業説明会」を開催。 ・令和6年度まで実施していた高齢者雇用促進をテーマにしたセミナーに替え、幅広く企業に周知するため令和7年度は「人手不足対策セミナー」と銘打ち、人手不足の様々な方策の一つとして高齢者雇用促進を図った。	・福山市「シニア向け企業説明会」参加者144名、参加企業23社 ・オンライン「人手不足対策セミナー」参加者：68人、参加企業55社、行政6団体 ・法改正により70歳までの就業確保措置が企業の努力義務となっており、高齢者雇用に積極的な企業の裾野を一層広げていく必要がある。	商工労働局	雇用労働政策課	

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課				
【権利擁護の推進】									
認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会の構築に向け、認知症に関する正しい知識と理解を更に促進するための啓発イベントの実施や団体・企業等との連携による啓発活動を実施します。	15, 903	○認知症の理解促進のための活動 ・オレンジリングイベントを開催（9月・福山市） ○若年性認知症施策総合推進事業 ・若年性認知症支援コーディネーター（2名）を設置し、相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図った。 ・若年性認知症の当事者と家族を対象に本人交流会を開催し、同じ立場の人同士で交流できる場を提供した。	○認知症の理解促進のための活動 ・イベントの開催により、県民に対して認知症についての理解を深めることができた。令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえた取組について検討していく必要がある。 ○若年性認知症施策総合推進事業 ・コーディネーターにより、関係機関との連携を図るとともに、相談支援では、診断後に必要な制度や若年性認知症の方の働き方について情報提供し、当事者を支援した。 ・本人交流会の開催により、当事者同士の交流を深めることで、孤立しがちな当事者に向けた居場所の構築につなげた。 ・診断直後の当事者への支援の場を設ける必要がある。	健康福祉局	地域共生社会推進課				
認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進め、実際に地域で活躍できるよう、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための取組を推進します。	81	○キャラバン・メイト養成講座の開催 ・認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成講座を開催（年1回）	・キャラバンメイト養成講座受講者57名が認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトとなった。 ・引き続き、市町と連携しながら認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成を実施する必要がある。	健康福祉局	地域共生社会推進課				
地域包括ケアシステムにおける高齢者権利擁護に係る相談体制と担い手養成による市町等の支援を実施するため、地域包括支援センターの職員等を対象とした高齢者虐待等権利擁護に関する相談窓口の設置、専門職の派遣及び地域包括支援センター職員・介護保険サービス事業者等を対象とした高齢者虐待防止のための研修を行います。	53, 522	○高齢者の権利擁護等相談・派遣事業 ・高齢者虐待・成年後見制度の活用に関する相談や市町のコア会議における専門職員の派遣 ○高齢者虐待対応・防止研修事業 ・一部オンラインまたは動画配信（オンデマンド）研修を実施。 ①（市町・地域包括支援センター職員向け）高齢者虐待対応研修 参加者⇒基礎編（89人）、実践編（57人）、ステップアップ編（56人） ②（施設管理者向け）令和7年度管理者等高齢者虐待防止研修 参加者⇒191人 ③令和7年度養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修 参加者⇒1日目（オンライン）25人、2日目（対面）25人	○高齢者虐待対応・防止研修事業 ・一部オンラインまたは動画配信（オンデマンド）研修を実施。 ①（市町・地域包括支援センター職員向け）高齢者虐待対応研修 参加者 ⇒ 基礎編（89人）、実践編（57人）、ステップアップ編（56人） ②（施設管理者向け）令和7年度管理者等高齢者虐待防止研修 参加者 ⇒ 191人 ③令和7年度養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修 参加者 ⇒ 1日目（オンライン）25人、 2日目（対面）25人 ・高齢者虐待の通報件数が増加傾向にあるため、専門職員派遣事業等を周知・活用し、適切に対応する必要がある。	健康福祉局	介護政策課				
高齢者虐待の通報義務や相談窓口について、県民及び養介護施設等に応報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知します。	－	・県ホームページで、高齢者虐待の相談窓口のほか、虐待の早期発見、支援に向けた具体的な対応方法を掲載した。	・高齢者虐待においては、通報義務や相談窓口について、引き続き広報及び周知を行う必要がある。	健康福祉局	介護政策課				
県内各警察署に高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定（26地区）し、同地区における年1回以上の防犯・交通安全教室の開催をはじめとした効果的な活動を推進します。	－	○高齢者に対する防犯活動 ・県内全域を対象として高齢者の安全確保に向けた取組を推進し、防犯講習会や防犯キャンペーン等を実施した。 ・令和7年中 防犯キャンペーン等の実施：66回 高齢者対象の防犯講習会：751回	・高齢者対象の防犯講習会やキャンペーンなど、高齢者に対する広報機会は増加し防犯意識の向上に向けた取組を推進した。 ・高齢者が被害に遭う可能性の高い特殊詐欺などの犯罪が増加しており、被害を未然に防止するための対策を推進する必要がある。	警察本部	生活安全総務課				
市町、高齢者団体、医療機関等によって構成される「安全情報ネットワーク」を活用して犯罪情報・防犯対策情報等を提供します。	－	○「安全情報ネットワーク」による情報提供 ・警察本部から適時、市町、高齢者団体及び医療機関等に対し、高齢者向けの広報紙や高齢者が被害に遭いやすい犯罪に関する情報を発信した。 ・令和7年中：情報発信20回	・高齢者に対して、犯罪の発生状況に合わせた防犯対策情報の発信を実施した。 ・「安全情報ネットワーク」に限定することなく、犯罪情報・防犯対策情報をタイムリーに発信して提供するほか、ネットワークの拡大を図るなど、関係機関・団体等と協力して高齢者の防犯意識向上を図る必要がある。	警察本部	生活安全総務課				
指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【権利擁護の推進】									
認知症サポーター養成数	324, 980人 〔R 4〕	362, 000人 〔R 7〕	304, 786人	324, 980人	348, 986人	374, 507人	399, 311人	「第9期ひろしま高齢者プラン」より	地域共生社会推進課

④障害者 ■取組の方向 ○障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。					
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
【理解促進】					
誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた「あいサポート運動」を推進するため、研修、あいサポート企業・団体の認定、あいサポートアート展の開催などにより、障害についての理解促進に取り組めます。	23, 319	○あいサポート運動 ・各種研修の実施（下段参照） ・あいサポート企業・団体の認定及び先進的な取組を行った企業・団体の表彰の実施 ・企業訪問等による障害理解・あいサポート運動展開への協力依頼の実施 ○あいサポートアート展の実施 広島県立美術館及びふくやま美術館で開催 ・応募作品数:626点、展示数:326点、来場者数:2,347人 ・美術館展示後、市町巡回展示を実施:6市町 ○あいサポートふれあいコンサートの実施 ・出演団体（参加人数）:8団体（127人）、来場者数:約380人 ・会場:東広島芸術文化ホールくらら大ホール	○あいサポート運動 ・各種研修の実施（下段参照） ・あいサポート企業・団体の認定: 13企業・団体 ・あいサポート企業・団体表彰: 2企業・団体 ・より障害者の生活にかかわりの深い、飲食店や生活関連サービス、公共交通機関等への展開が必要。 ○あいサポートアート展 ○あいサポートふれあいコンサート 障害のある方の日頃の文化芸術活動の取組の発表の場として、広く認識され、一つの目標となるようにしたい。また、有効な広報活動により、障害者文化芸術活動や障害への理解・関心を深める必要がある。	健康福祉局	障害者支援課
広島県身体障害者福祉大会の運営を支援することにより、身体障害者の社会参加を促進し、福祉思想の普及・啓発を推進します。	—	・対面・集合形式にて実施 ・開催場所:アゼリアおおたけ（大竹市）、参加者:約450名（身体障害者代表、市町行政関係者、知事表彰受賞者、会長表彰受賞者、他） ・会長挨拶、市長による歓迎のことは、知事表彰、会長表彰、来賓祝辞、アトラクション等	・知事表彰により、身体障害者で自立更生した者等を表彰し、その労に報いるとともに、大会を通じて障害者等についての正しい理解を深め、福祉の増進に寄与した。 ・引き続き当該取組を実施し、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し、障害者の自立と社会参加を一層促進し、福祉の増進を図る必要がある。	健康福祉局	障害者支援課
社会の障害に対する差別や偏見等を取り除き、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等に係る業務を効率的に処理する心のバリアフリー推進員を設置するとともに、障害の特性を知り、障害者への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の推進、障害者に関するマークの普及促進等を図ります。	5, 941	・心のバリアフリー推進員を配置（1名） ・ヘルプマークの普及啓発、無償配布の実施 ・障害者差別解消法啓発用パンフレットや啓発動画の周知	・心のバリアフリー推進員を1名配置し、障害者差別等に関する相談（14件、うち障害を理由とする差別に係る相談10件、合理的配慮の不提供に関する相談4件）に対応した。 ・パンフレットや、あいサポートテキストにより障害者差別解消法の啓発を行った。また、障害者差別解消法啓発用動画を県HPにアップして広く県民が見ることができるようにした。 ・引き続き相談対応を行うとともに、事業者等への障害理解促進や障害者差別解消法の周知が必要である。また、障害のある当事者にも障害者差別解消法の普及啓発が必要である。	健康福祉局	障害者支援課
障害の特性や必要な配慮について理解し実践につなげるための出前講座や研修を企業・団体、地域、学校等を対象に実施します。	6, 645 【再掲】	・あいサポート研修:2回 ・あいサポートメッセージ養成研修:1回 ・就労支援メッセージ養成研修:2回 ・あいサポートメッセージステップアップ研修:1回 ・企業・団体、地域、学校等への出前講座:65回	・あいサポート研修:2回 ・あいサポートメッセージ養成研修:1回 ・就労支援メッセージ養成研修:2回 ・あいサポートメッセージステップアップ研修:1回 ・企業・団体、地域、学校等への出前講座:65回（うち、学校等での出前講座33回） ・一般県民が研修により参加しやすくなるよう、定期研修の時期やテーマ等を工夫する必要がある。 ・小・中学生の子ども世代を対象に体験型ワークショップの講座を開催し、障害のある当事者との交流を通じて子どものころから相互理解（バイアスの解消）が図られるような取組を促進する必要がある。 ・令和7年に制定した条例の基本理念を念頭に置き、ワークショップや出前講座において、手話が言語であることや障害にも様々な特性があり、障害特性に応じた意思疎通手段があることについて普及啓発を行う必要がある。	健康福祉局	障害者支援課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の評価・課題 等					担当局	担当課
精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、家族会が実施する学習会等を支援します。	459	・精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進するため、家族会が実施する学習会等へ支援を行った。 ・開催回数 R3:3回 R4:5回 R5:5回 R6:5回 R7:5回	・家族会の学習会の開催により、精神保健福祉に関する正しい理解が深められたと考えられる。 ・精神保健上のニーズを有する方が地域の一員として生活することができるよう、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及と理解の促進が必要である。					健康福祉局	疾病対策課
県民を対象とした人権啓発イベントでの障害者の人権に関する講演会等の開催や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)-②-イに含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照						環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【理解促進】 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	67.0% [R 2] ※県独自調査	70.0% [R 5] ※県独自調査	—	—	68.9%	—	—	「第 4 次広島県障害者プラン」より	障害者支援課
あいサポーター数	240,176人 [R元]	255,000人 [R 7]	241,650人	246,148人	255,261人	261,127人	263,130人		

【権利擁護の推進】									
県障害者権利擁護センターの機能強化を図り、虐待発見時の速やかな通報を確保するとともに、障害者虐待の未然防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動を行います。	7,673	・虐待に関する相談援助を実施するとともに、養護者・事業者向けのパンフレット等の配布による普及啓発を行った。 ○県障害者権利擁護センター実績 ・相談件数：62件 ・普及啓発： リーフレット(事業者向け)2,000部 リーフレット(利用者向け)2,000部 チラシ（一般向け）5,000部	・障害者虐待防止法が周知されたことに伴い、障害者虐待発生時の通報義務の理解が深まったことで権利擁護センターへの相談・通報件数が増加した。 (R6:47件→R7:62件) ・障害者虐待防止法の理解を促進し、通報義務の周知を引き続き行っていくとともに、虐待の禁止についてもより周知していく必要がある。					健康福祉局	障害者支援課
市町、事業者等の職員を対象とした障害者虐待予防・権利擁護に関する研修実施による人材育成・普及啓発を推進します。	1,269	・市町、障害福祉サービス事業者、学校及び保育所等の職員を対象とした虐待防止・権利擁護研修をYouTubeで配信する形式で実施した。 ・また、市町及び障害福祉サービス事業者等の職員を対象としたグループワークを行う集合形式の虐待防止・権利擁護研修も県内2箇所で開催した。 ・出席者数（アンケート回数）:2,067人	・虐待が起こらない組織作り及び起こった場合の対応方法についてを講義内容にしたことで参加者が増加した。（前年比+約300人） ・グループワークを実施する等、有効な他事例を紹介し、虐待防止に向けた取組の底上げを図っていく必要がある。					健康福祉局	障害者支援課
障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が把握している課題について検討の上、解消に向けた取組を行います。	321	・虐待防止の専門員と令和6年度の虐待防止に関する実績の共有を行うとともに、今後の取組と方向性について検討を行った。	・令和6年度の虐待防止に関する実績の共有等を行ったことで、虐待防止への理解の周知のために有効な手段等の協議を行うことができた。 ・重大な虐待事案が生じた際には、会議に参加している虐待防止の専門員とこれまで以上に連携し、対応していく必要がある。					健康福祉局	障害者支援課

【活躍できる環境づくり】									
障害者の就業支援のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び先進事例から学ぶための障害者雇用企業等見学会を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。	5,444	○障害者雇用・就業促進事業 ・啓発冊子の作成、雇用制度に係る基礎的なオンラインセミナーの実施、雇用に係るノウハウ習得等のための障害者雇用企業見学会（府中町、福山市）の開催により、障害者雇用促進を図った。	・令和7年の実雇用率は2.54%と法定雇用率を上回ったが、法定雇用率達成企業数は半数を下回った。 ・障害者雇用理解促進セミナー（オンライン）参加者53名 ・障害者雇用企業見学会 府中町：参加企業17社、 福山市：参加企業16社 ・令和8年7月からの法定雇用率の引き上げ（2.7%）に向けて、障害者雇用の課題等を把握しながら、引き続き企業の障害者雇用の取組を促進する必要がある。					商工労働局	雇用労働政策課

指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【活躍できる環境づくり】 民間企業の障害者実雇用率	2.18% [R元]	法定雇用率以上 [R 7]	2.3%	2.38%	2.48%	2.54%	2.54%	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より	雇用労働政策課

⑤同和問題 ■取組の方向 ○同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。					
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図ります。	2,193	○人権施策推進事業（一部） 【事業の詳細】 ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施 人権啓発指導者養成研修会（ヒューマンライツ夏セミナー）の開催 開催日：7月23日（オンライン、録画配信） 【午前の部】 演題：「ビジネスと人権から考えるカスタマーハラスメント対策」 講師：アックスラーニング株式会社 代表取締役 岩崎重国氏 オンライン参加者：82人 録画配信参加者：308人 合計：390人 【午後の部】 演題：「相互尊重コミュニケーションで安心な職場へ～カスタマーハラスメントの予防と対応～」 講師：株式会社ハートセラピー 教育事業部長・研修講師 大賀賀直子氏 オンライン参加者：81人 録画配信参加者：307人 合計：388人	・ターゲットを設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果等から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。 ・アンケート結果からも、研修内容が「十分役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が8割を超え、高評価であった。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課
隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行います。	事務費 1,819 運営費 136,184 整備費 170,982	○地方改善事業費（隣保館運営費等補助金、隣保館施設整備費補助金） ・政令市及び中核市を除く、隣保館設置10市町に対し、国の「地方改善事業費（隣保館運営費等・施設整備費）補助金交付要綱」に基づき、国と協調して補助した。 【隣保館運営費補助金】 ・各隣保館において社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業等の6つの基本事業を行うことにより、人権課題や生活上の課題の速やかな解決を図った。	・隣保事業を実施した市町に対し、効果的に支援することができた。 ・指定避難所や緊急避難所としての役割が、隣保館に期待される中、老朽化・耐震化やバリアフリー化への対応を行っていく必要がある。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課
インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。	—	・インターネットの普及に伴い、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する等、インターネット等への差別的な書き込みが問題となっている。このため、差別的な書き込みを監視するモニタリングを随時実施する。 モニタリング回数 49回 ・県内市町のモニタリング状況を把握するため、照会を実施した。 モニタリング実施市町12市町（8市4町）	・インターネットモニタリングを実施することで、差別的な書き込みを観測し、インターネット上の差別状況を把握することができた。また、市町人権施策担当課長会議で県内市町のモニタリングの実施状況やモニタリングを行う上で苦慮している点や他の機関との連携状況について情報を共有することができた。 ・モニタリングを継続的に実施しているが、インターネット等への差別的な書き込みについて、次々と新たな書き込みが行われるなど依然と発生している。また、削除要請を実施しても応じてもらえない場合があるなど、根本的な解決に向けて国の動きも注視する必要がある。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課
県民を対象とした人権啓発イベントでの同和問題に関するDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、同和問題や人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)- ②-イに 含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照		環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の評価・課題 等	担当局	担当課
公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を行います。	—	○公正な採用選考のための事業主への啓発 ・広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び企業向けメルマガ等を活用して啓発資料等の周知を図ったほか、機会を捉えて事業主に対する公正な採用選考を働きかけた。	・企業採用担当者向けメルマガ配信 約 2,000社 ・全国的には採用選考時の各種差別事案が問題となっており、これらが発生しないように、引き続き、事業主に対する啓発が必要である。	商工労働局	雇用労働政策課
新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」など、県職員を対象に実施している研修において、正しい知識の習得に取り組めます。	—	・県職員に対しては、新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」や地方機関の課長等を対象とする「管理者一部研修」において、同和問題の歴史、現状、解決に向けた具体的行動の紹介や啓発冊子の配布など、正しい知識の習得に取り組んだ。	・初任研修では「自分自身の考え方のバイアスに気づくことができた」、管理者研修では「同和問題の変遷や様々な人権問題があることを改めて認識する機会となった」といった感想が寄せられており、採用時や昇任時といった県職員としての節目の機会に、同和問題をはじめとした人権研修を受講することで、より効果的に学習ができていると考えられる。 ・特に、初任者等において、今後同和問題に対する認知度が低くなっていくことも考えられるため、研修の機会に正しく認識してもらえよう、毎年度研修後のアンケートをチェックするなどして、PDCAを回しながら、研修を実施していく必要がある。	総務局	人材マネジメント担当

指 標 項 目	プラン 策定時	目 標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局] 同和問題に対する差別待遇	10件 [R 元]	—	1 件	8 件	5 件	5 件	0 件	「人権侵犯事件統計」 （法務省）より	わたしらしい 生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局] 同和問題に対する差別待遇	12件 [R 元]	—	6 件	8 件	6 件	2 件	7 件		

⑥外国人 ■取組の方向 ○地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。					
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、外国籍県民の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。	121	・ひろしま多文化共生連絡協議会を2回実施した。	・市町及び関係機関等との情報・課題の共有、連携の強化に繋がった。 ・社会情勢の変化に迅速に対応できるように、市町及び関係機関等と引き続き綿密に情報を共有し連携を図る必要がある。	地域政策局	国際課
県民と外国人が共に暮らす地域の一員として相互に理解し、外国人が孤立することなく安心して生活を送ることができるよう、地域との繋がりを持ちながら必要な情報を共有できる仕組みづくりに向け、外国人と地域との橋渡し役を行う人材の発掘を市町と連携して実施します。また、小・中・高等学校において多様な価値観を尊重することの重要性の理解を促進するための授業を支援するなど住民の異文化理解の推進に取り組みます。	8,574	・外国人と地域との橋渡し役を行う人材（キーパーソン）を発掘するモデル事業を2市で継続実施した。 ・外国人の情報共有の場として重要な役割を担っている外国人コミュニティが実施する事業に対しての補助制度を創設し、7団体の活動を支援した。 ・多文化共生を受け入れる住民の意識醸成を特に若い世代から図るため、小学校3校、中学校1校、高校8校、特別支援学校1校で異文化理解を促進する取組を支援した。	・キーパーソン候補者を新たに発掘（20名）することができた。 ・外国人コミュニティ支援を行い、コミュニティの拡大や活動の活性化が図られた。 ・キーパーソン発掘、外国人コミュニティ活性化の取組を実施していない市町に対し引き続き支援が必要である。 ・学校での異文化理解を促進する取組方針を新たに策定した市町は無かったものの、小中高校等で授業が実施される等、異文化理解の促進が図られた。 ・学校での異文化理解を促進する取組方針が未策定の市町が3市町ある。	地域政策局	国際課
外国籍県民が社会の一員として地域と交流できるよう、市町や国際交流協会等が実施する日本語教室拡充や日本語学習支援者養成研修等を支援します。	19,248	・日本語学習支援者研修等の開催（6市町）及び新規教室の開設（1地域）を行った。 ・対面開催が困難な地域等を対象として広島県オンライン地域日本語教室を試行的に実施した。（2コース×2期実施。参加者 計45名）	・地域日本語教室の運営を担う学習支援者の確保及びスキルの向上に繋がった。 ・市町と連携して取組を進めているものの、依然として、学習支援者の不足や空白地域が存在していることから、引き続き、支援者不足や空白地域解消の取組支援が必要である。 ・オンライン地域日本語教室の実施については、時間的・物理的に対面教室への参加が難しい者に対して学習機会を提供するとともに、空白地域等からも参加者があることから、引き続き取組が必要である。	地域政策局	国際課
公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、言葉や生活習慣の違いから生じる課題に適切に対応します。	27,316	・司法書士、弁護士等の専門家による、多言語の外国人相談窓口を運営した。相談者の利便性向上を図るため、R7.5からオンラインでの相談を開始した。 ・市町の要望に応じて、市町における出張相談を実施した。 ・外国人に対応する相談員研修（オンライン）を2回実施した。	・外国人相談窓口において、889件、758人からの相談に対応した。 オンラインでは8件、7人の相談にとどまっており、引き続き、オンライン相談が可能であることの周知を図っていく必要がある。 ・市町の要望に応じ、3市町（東広島市、三次市、廿日市市）で出張相談を実施した。より多くの市町・外国人に出張相談に参加してもらえるよう工夫が必要である。 ・相談員研修（延べ80人参加）の参加者アンケート結果では「業務に役立つ」、「満足」等の回答があり一定の評価を得た。 ・外国人住民の増加、特に長期滞在者の増加に伴い、外国人住民が直面する課題も多様化しており、外国人相談窓口の対応スキルの向上を引き続き図っていく必要がある。	地域政策局	国際課

取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、セミナー等の実施により、適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。	19,000	○外国人材の受入・共生対策事業 ・セミナーによる外国人雇用に關する制度説明や職場定着に取り組む優良企業の事例の紹介や、意識改革を行うことの必要性や意義を伝える経営者向け勉強会等を実施。 ・企業が育成就労制度に係る情報を早期かつ適切に取得し、新制度を見据えた準備を促すため、育成就労制度や外国人材の定着に關する動画の製作及び配信を実施 ・外国人雇用に關する専門家（社会保険労務士）による、外国人材の受入に課題や不安のある企業などに対する相談対応を実施 ・育成就労制度の開始に伴い、特定技能 1 号への移行要件として日本語検定試験（JLPT）N4の合格が必須となることから、育成就労生の特定技能 1 号への円滑な移行を目指す準備を促すため、外国人材の技能習得に役立つ日本語の学習をeラーニングにより実施し、併せて企業へのコーチング支援を実施 ・セミナーは、対面とオンラインのハイブリッド形式とし、企業の課題やニーズに対応したテーマや育成就労制度の概要に關するテーマを設定したことから高い満足度を得た。 ・動画の製作及び配信は「育成就労制度」という未知のテーマに対し、専門家が正確かつ分かりやすい一次情報を提供したこと、コンテンツの質に対する高い満足度を得た。 ・相談対応は、分かりやすさを重視し、要点を明確に伝え、具体的な事例を交えた有益な情報を提供したこと、円滑な受入れ体制の確立に繋げられた。 ・日本語学習支援は、コーチング支援の内容を企業ごとに対応したこと、企業の関心が高まり、企業内での支援体制構築に向けた土台作りについて一定の成果を得た。 ・育成就労制度では、他企業への転籍要件が緩和されるなど、他地域への人材流出の増加が懸念されており、引き続き、外国人材の活躍・定着等に向けた有益な情報提供を行う必要がある。		商工労働局	産業人材課
県民を対象とした人権啓発イベントでの外国人の人権に關する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)-②-イを含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照		環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合	47.6% [R 2]	70.0% [R 7]	52.6%	55.9%	71.6%	66.5%	80.6%	「安心・誇り・挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より	国際課
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局] 外国人に対する差別待遇	3件 [R 元]	—	6 件	1 件	1 件	2 件	0 件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数 [広島法務局] 外国人に対する差別待遇	4件 [R 元]	—	13件	10件	7 件	8 件	3 件		

⑦性的指向・性自認 ■取組の方向									
○性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。									
取組方向	R 7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課				
企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。	2-(2)- ②-イに 含む	○人権啓発指導者養成研修会（L G B T 研修会）の開催 【事業の詳細】 ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施 開催日：2月12日（オンライン開催、録画配信） 演題：「S O G I ハラスメント対応～多様性が尊重される職場～」 講師：株式会社JobRainbow 代表取締役CEO 星 賢人氏 【参加者数】 オンライン参加者：66人 録画配信参加者：201人 合計：254人（重複あり） ・研修会において、啓発DVD及び冊子の紹介を行った。 ○県等が開催する相談員等向けの会議や研修会における啓発 ・県等が開催する相談員等向けの研修会において、啓発冊子の配布を行った。	○人権啓発指導者養成研修会（L G B T Q 研修会）の開催 ・企業担当者を主なターゲットとして設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。 ・参加者区分で「企業」が最も多く、ターゲットとした層の参加を促すことができた。 ・アンケート結果からも、研修内容が「役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が9割を超え、高評価であった。 ・研修会において、啓発DVD及び冊子の紹介を行い、啓発資料の利用促進を図った。 ・新たな人権課題等への対応など、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、企業担当者を中心に、より多くの人権啓発に携わる人に対して啓発を行う必要がある。 ・研修会への参加を促すより効果的な方法を検討する必要がある。 ○県等が開催する相談員等向けの会議や研修会における啓発 ・県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、冊子配布のみに留まらず、より一層理解の促進を図る必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「L G B T 相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。	—	○人権施策推進事業（一部） 【事業の詳細】 ・（公財）広島県男女共同参画財団が、平成29年10月から実施しているL G B T 電話相談（毎週土曜日）の認知向上のため、人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2025ひろしま」の会場や特設サイトで相談窓口等の周知を行った。また、人権啓発リーフレット「広島県人権だより」に相談窓口等を掲載し、県内全域に配布・配架することで、一般県民へ広く周知を図った。その他に、県ホームページによる周知も継続して実施した。	・人権啓発イベントは、具体的にターゲットを設定し、それぞれ関心の高いテーマを設定するなどの工夫をした結果、多くの参加者があり、相談窓口等の周知なども効果的に実施できた。 ・人権啓発リーフレットは、ヒューマンフェスタのゲストによる寄稿を中心に、生活に身近な各人権課題等を題材に、関係課と連携して作成し、様々な研修などで活用することで、相談窓口の周知につなげた。 ・今後も意識啓発と同時に相談窓口の周知も効果的に行う必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「L G B T 相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。	—	・精神保健福祉相談について、県ホームページの掲載やチラシ等の配布により周知した。	・こころの悩みを抱えた人がつらさや苦しさを打ち明けたり、支援を求めやすい環境を作る必要がある。	健康福祉局	疾病対策課				
より多くの県民が、自分の周りに性的指向・性自認に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、県民理解を推進します。	2-(2)- ②-イに 含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照		環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績				備 考	担当課	
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
県内の公的機関（エソール広島含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数	172件 [R元]	430件 [R7]	234件	210件	268件	231件	228件	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より	わたしらしい生き方応援課

⑧感染症患者等 ■取組の方向									
○感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。									
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課				
H I V 感染症について、関係機関と連携し、会議や研修を行うとともに、正しい知識の普及と理解促進のためのイベントを実施します。	95, 106	・世界エイズデー等の啓発週間に合わせて、感染予防やHIV検査の必要性について、県ホームページや公式SNSで情報発信するとともに関係団体と世界エイズデーイベントを共催し、啓発ポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。 ・啓発ポスターについては、各保健所庁舎に掲示するほか、病院、高等学校、企業等に配布して掲示を依頼した。	・県ホームページやSNS、世界エイズデーイベントにより、広く県民に対し、正しい知識の普及啓発に取り組むことができた。 ・各保健所でエイズに関する普及啓発活動を実施することができた。 ・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討し、実施する必要がある。	健康福祉局	健康危機管理課				
ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別、偏見の解消のため正しい知識の普及啓発を行います。	1, 171	○人権施策推進事業 ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2025ひろしま」において、ハンセン病に係るパネル展示を行った。 ・ハンセン病の普及啓発を行うため、一般県民対象の療養所訪問ツアーを実施した。	・パネル展示及び療養所訪問ツアーによる、効果的な普及啓発活動を行うことができた。今後も継続して正しい知識の普及啓発に取り組む必要がある。 ・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討し、実施する必要がある。	健康福祉局	健康危機管理課				
新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発します。	—	・新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱い、差別の防止や相談窓口について、県ホームページで周知した。 ・新型コロナウイルスワクチンを接種していない方に対する不利益な取扱いや接種の強要の防止及び、ワクチン接種に関する相談窓口について、県ホームページで周知した。	・県ホームページにより、広く県民に対し、正しい知識の普及啓発に取り組むことができた。 ・実施内容や啓発方法について、より効果的となるよう検討し、実施する必要がある。	健康福祉局	健康危機管理課				
感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。	2-(2)- ②-イに 含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照		環境県民局	わたしらしい生き方応援課				
	—	・広島県人権だよりや人権啓発冊子に、B型肝炎に関連した誤解や偏見・差別をなくす啓発記事を掲載し、県民一人一人が正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動をとるよう周知を図った。	・啓発冊子の人権イベント等で配布することで、B型肝炎に関する正しい知識の理解を促進した。	健康福祉局	健康危機管理課				
指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局] 疾病患者に対する差別待遇	0 件 [R 元]	—	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	「人権侵犯事件統計」 （法務省）より	わたしらしい生き方応援課
人権相談件数[広島法務局] 疾病患者に対する差別待遇	1 件 [R 元]	—	7 件	12 件	0 件	4 件	1 件		

⑨刑を終えて出所した人 ■取組の方向					
○刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。 ○実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。					
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援に係る県計画を策定し、市町への周知や地域における福祉の担い手に対する研修、市町計画における策定の働きかけなどにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会の理解促進に取り組めます。	—	○再犯防止推進事業 市町における取組が更生支援の視点を十分に踏まえられよう、市町会議、研修を開催	・市町会議、研修を開催し、市町の取組を支援することができたが、引き続き、市町における福祉分野（高齢者、障害者等）の取組が更生支援の視点を十分に踏まえて行われるよう、後押ししていく必要がある。	環境県民局	県民活動課
更生保護への理解を深める取組である「社会を明るくする運動」を関係機関、民間協力者と連携して推進することにより、県民に対し啓発を行います。	—	○再犯防止推進事業 ・7月を社会を明るくする運動強調月間として、関係機関と連携した啓発活動を実施（ポスターの掲出やSNSを活用した広報）	・関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めるための取組を実施することができたが、県民にとって、更生支援は身近なテーマとして十分認知されている状況にないことから、引き続き、更生支援への関心、理解を県民全体に広げていく広報啓発が必要である。	環境県民局	県民活動課
県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、刑を終えて出所した人の置かれている状況や支援の必要性等についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。	2-(2)-②-イを含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照		環境県民局	わたらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数（他計画との一体的策定を含む。）	2市 [R 2]	20市町 [R 7]	12市町	17市町	19市町	23市町	23市町	「広島県再犯防止推進計画」より	県民活動課

⑩犯罪被害者等 ■取組の方向									
○犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。									
取組方向	R 7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課				
【理解促進】									
犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体、関係機関と連携して実施します。	174	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者週間（11/25～12/1）において、被害者支援講演会を（公社）広島被害者支援センターと共催で開催。 講演会参加者：74人 ・同週間において街頭啓発キャンペーンを実施。	・令和7年度の県調査では犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は8.8%と減少している。相談窓口が活用されるよう、関係機関と連携し、必要な時期に必要な支援を適切に受けることができる環境を、引き続き、整えておくとともに、犯罪被害者の置かれた状況等に対する社会の理解促進を図る継続した取組が必要である。	環境県民局	県民活動課				
犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、行政や関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を実施します。	469	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者等支援を行う行政や関係団体職員に対して研修を実施（犯罪被害当事者からの講演、支援に必要な知識・技能等の講習） 研修参加者：141人	・被害者支援において、行政等に求められるものを研修テーマ及び内容に設定し、研修を開催し、多くの参加者があった。 ・犯罪被害者等支援を担う人材を育成する継続した取組が必要である。	環境県民局	県民活動課				
犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。	－	○安心・安全なまちづくり推進事業 ・犯罪被害者等支援施策に関する情報について、市町の支援制度・相談窓口の情報等を適宜更新し、最新情報の発信を行った。	・犯罪被害者や支援者等が、多岐にわたる支援について一元的に最新の情報が入手できるよう、引き続き情報発信を行うていく必要がある。	環境県民局	県民活動課				
公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導、財政的支援を行います。	7,962	・公益社団法人広島被害者支援センターによる支援が全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、二次的被害を防止するための留意事項等必要な情報提供を行うとともに、財政的支援の充実に努めた。	・公益社団法人広島被害者支援センターに対する必要な情報提供を行うとともに、賛助会員への加入を呼びかける等の財政的支援を行った。 ・公益社団法人広島被害者支援センターとの更なる連携及び財政的支援の拡充が必要である。	警察本部	警察安全相談課				
「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成として、犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進します。	－	・関係機関及び公益社団法人広島被害者支援センター等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等をSNS等の各種広報媒体を用いて周知した。 ・犯罪被害者支援週間にあわせて、被害者支援講演会を公益社団法人広島被害者支援センター等と共催した。 ・中学生・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めた。	・各種広報媒体を用いた広報を行うとともに、犯罪被害者月間においては、公益社団法人広島被害者支援センターとの共催による講演会の開催、街頭キャンペーンの実施等により、広く県民に対する広報啓発活動を推進した。 ・「命の大切さを学ぶ教室」を県下各所で多数開催し、参加者からは好評を得た。 ・犯罪被害者の置かれた状況等に対する社会の理解促進を図る継続した取組が必要である。	警察本部	警察安全相談課				
県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、犯罪被害者等の人権についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)-②-イに含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照			環境県民局	わたしらしい生き方応援課			
【犯罪被害者等への支援】									
捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として、犯罪被害者等が受ける精神的、経済的、身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。	－	・捜査過程において犯罪被害者の支援にあたる職員に対する教養を推進した。 ・「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に沿った施策に関する研修を推進した。	・職員に対する教養、研修等を実施した。 ・捜査過程において犯罪被害者の支援に当たる職員に対して、継続的な教養の推進が必要である。	警察本部	警察安全相談課				
「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、各種支援制度に関する情報提供や専門支援機関の紹介等を行います。特に潜在化しやすい性被害については、専門の相談窓口「性被害ワンストップセンターひろしま」により、安心して相談でき、適切な支援を受けることができる旨の情報提供等を行います。	44,551	○安心・安全なまちづくり推進事業 ○性被害ワンストップセンターひろしま運営事業 ・「被害者支援センター」に相談窓口をワンストップ化し、アクセスしやすくしたことや、性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに「性被害ワンストップセンターひろしま」において24時間365日相談対応できることなどについて周知した。	・窓口のワンストップ化により、犯罪被害者等の被害の早期の軽減・回復に向けた相談・支援体制の充実や周知については、実施することができているが、必要な時期に必要な支援を適切に受けることができる環境を整え、活用してもらうために、関係機関の連携を強化する必要がある。また、性犯罪・性暴力被害については、被害が多い若年層に対して、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等の啓発を行う必要がある。	環境県民局	県民活動課				
指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	11.2% [R 2]	18.0%以上 [R 7]	9.6%	10.0%	10.5%	11.7%	8.8%	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より	県民活動課

⑩インターネットによる人権侵害 ■取組の方向								
○インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。								
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等				担当局	担当課
S N Sやインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報を入力するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。	—	・令和 6 年 3 月 29 日、相談者の負担軽減等を目的に、警察庁ウェブサイト nationwide のサイバー事案に関する相談・通報等を一元的に受け付ける「統一窓口」が設置され、運用が開始された。 ・県警察においても、令和 7 年 12 月 31 日、サイバー相談専用電話「サイバー 110 番」を廃止して、全国「統一窓口」への一元化を図り、サイバー相談・通報に対し適切な助言・指導を行える体制整備を図った。 ・県警察のホームページや公式 S N S で、注意喚起情報を掲載したり動画を配信するなど、最新のサイバー犯罪の手口や被害防止に関する情報発信を行って広報啓発活動を推進した。	・サイバー相談全国「統一窓口」が周知され始め、迅速な助言・指導を行い、被害拡大防止が行えた。 ・県警ホームページ、公式 S N S を有効活用し、最新のサイバー犯罪の手口についての注意喚起など、効果的な広報活動を実施することができた。 ・犯行手口が常に変化しているため、最新知識の習熟に努め、適切な助言指導を行う必要がある。 ・引き続き、多くの県民に向け、効果的な広報啓発活動を続けていく必要がある。				警察本部	サイバー犯罪対策課
インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。	—	・令和 8 年 2 月 1 日から 3 月 18 日までのサイバーセキュリティ月間中、県民向けのセミナー「サイバーセキュリティ・カレッジ in 広島」や、誰もが参加できるイベントとして「サイバーセキュリティコンサート」を集中して開催するなど、効果的な広報啓発活動を実施した。	・「サイバーセキュリティコンサート」の開催やラジオ出演による注意喚起など、多くの県民に対して、広報啓発活動を実施することができた。 ・インターネット利用による被害を防ぐため、効果的な広報啓発活動を続けていく必要がある。				警察本部	サイバー犯罪対策課
個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため、県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。	121	○個人情報保護制度の啓発等 ・県ホームページにおいて、個人情報保護制度に関する情報提供を実施 ・県職員を対象に、個人情報保護制度の見直し、個人情報の漏えい等に係る対応・対策等についての研修をオンラインで実施 ・県民からの個人情報に関する相談対応	・個人情報保護制度の概要や個人情報を取り扱う際の主なルールなどを県ホームページに掲載して周知した。 ・個人情報を扱うすべての県職員を対象に、オンラインによる研修を実施した。 ・個人情報保護制度について、効果的な啓発、研修等を実施していく必要がある。				総務局	総務課
県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、インターネットによる人権侵害についての資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)- ②-イに 含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照					環境県民局	わたしらしい生き方応援課

指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数	4,433件 [R 元]	—	5,128件	5,748件	5,666件	5,059件	4,161件	「警察本部集計」より	サイバー犯罪対策課

⑫国及び他団体と協力していく分野									
【北朝鮮当局による拉致問題等】									
■取組の方向									
○北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。									
取組方向	R 7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課				
北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から12月16日）を中心に、国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントや国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。	—	・県立図書館との連携展示、ブルーリボン・ツリーの設置：図書館所蔵の関連図書の紹介、ブルーリボンをクリスマスツリーに結んでもらう参加型の取組 ・啓発パネル・ポスター展示：拉致年表・取組等の展示、小冊子の配付 ・県HP・SNSでの広報：拉致理解の呼びかけ・県施策の紹介 ・ヒューマンフェスタでの広報：パネル展示、小冊子の配布 ・職員へのブルーリボンシール着用促進：啓発期間中のシール着用、啓発・配布 ・各市町へのブルーリボンシール配付：職員の着用や窓口での配布 ・政府拉致問題対策本部及び県内市町との共同開催事業の実施： 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会（府中町、庄原市）、舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」（広島市）の開催 ・県内拉致問題啓発イベント（拉致問題啓発映画上映会、舞台劇）における署名活動の実施	・啓発週間（12.10～12.16）を中心とした取組を通じて、拉致問題について一定程度啓発できた。 【実績】 ・県立図書館：ブルーリボン260個、小冊子95冊 ・県庁舎：ブルーリボン10個、小冊子51冊 ・県職員へのブルーリボンシール着用促進：7,700枚 ・県内各市町拉致問題担当課へのブルーリボンシール配布：10,240枚 ・映画上映会、舞台劇の開催を通じ、拉致問題について一定程度啓発できた。 【実績】 ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会（府中町）参加人数：266名、署名：109筆 ・映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会（庄原市）参加人数：90名、署名：51筆 ・拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」（広島市）参加人数：957名、署名：100筆 ・拉致被害者のご家族の高齢化が進む中、帰国に向けて速やかな対応が求められており、国民に対する意識啓発を継続的に行う必要がある。 ・拉致問題の解決に向けては、北朝鮮に対する政府の強力な取組とともに、国民、県民の関心を喚起し、認識を深めていくための取組が必要である。特に拉致問題への関心が比較的低いと考えられる若い層への啓発を強化していくことが重要である。	地域政策局	国際課				
	—	・北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、警察署、交番、公共交通機関の駅構内において政府拉致対策本部作成のポスターを掲示した。 ・警察広報紙、SNS、ラジオ放送を利用し、幅広い世代への広報活動を実施した。 ・若い世代の職員への拉致問題に関する職場教養を実施した。 ・政府拉致対策本部作成の広報用チラシ9,730枚を警察署、交番、防犯イベントにおいて配布した。	・SNSをはじめとする様々な媒体を活用した広報やチラシ配布活動を行ったことにより、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する県民の理解を深め、拉致問題解決に向けた機運を高めた。 ・事案発生から長い年月が経過、拉致被害者帰国からも20年以上が経過しているところ、拉致問題に関する継続的な啓発活動が重要である。	警察本部	外事課				
北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示やDVD上映などを実施するとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布等を行います。	2-(2)-②-イに含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照			環境県民局	わたらしい生き方応援課			
指 標 項 目	プラン 策定時	目標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【北朝鮮当局による拉致問題等】 人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局] 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0 件 [R 元]	—	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	「人権侵犯事件統計」（法務省）より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数[広島法務局] 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0 件 [R 元]	—	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

【アイヌの人々】									
■取組の方向									
○先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。									
取組方向	R 7 当初 予算	令和 7 年度に実施した取組の詳細	令和 7 年度に実施した取組の 評価・課題等					担当局	担当課
アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指す国の方針を踏まえ、適宜関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントでのアイヌの人々についてのDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。	2-(2)-②-イに含む	※2-(2)-②-イ啓発資料の作成・配布等を参照						環境県民局	わたらしい生き方応援課
指 標 項 目	プラン 策定時	目 標	実績					備 考	担当課
			R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
【アイヌの人々】 人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局] アイヌの人々に対する差別待遇	0 件 [R 元]	—	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	「人権侵犯事件統計」 （法務省）より	わたらしい生き方応援課
人権相談件数[広島法務局] アイヌの人々に対する差別待遇	0 件 [R 元]	—	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

(2) 効果的な啓発の実施

具体的な取組内容	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
①プランの推進体制					
広島県人権施策推進協議会における人権啓発活動の企画・実施、情報共有等、関係機関との連携・協力	-	・広島県人権施策推進協議会の開催 ・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会の開催 ・地域の実情に応じた地域密着型の啓発活動を実施 (国庫受託事業の市町への再委託) ・人権の花運動、人権講演会 ほか (再委託先：22市町(広島市を除く。))	・各協議会を開催し、連携を図ることができた。 ・更なる連携強化など、広島県人権啓発推進プランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課
②効果的な啓発方法					
ア 情報の共有と活用					
好事例の活用等による取組内容の充実、統計データの活用等	-	・人権啓発推進プランのフォローアップを通じて、各人権課題への取組を把握し、関係課へ情報提供を行い、活用を促した。	・広島県人権施策推進協議会において、フォローアップを通じて、関係局の取組について情報共有することができた。 ・啓発イベント等で、情報を活用し、効果的な啓発を行うことができるよう、統計データの活用や課題の組み合わせによる効果的な啓発方法の検討をさらに進めていく必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課
イ 人権課題全般の周知					
人権啓発イベントの実施	6,042	○人権施策推進事業（一部） ・人権啓発イベント「ヒューマンフェスタ2025ひろしま」を開催し、講演会、トークショー等のイベントを実施するとともに、広島県人権だより等の啓発冊子を作成・配布するなど、生命の尊さ・大切さなど人権尊重に対する理解を促進した。 会場参加者 12,021名 初参加者の割合：68.4% 「日常生活において参考になる内容があった人の割合」：91.4% ※「人権に対する関心が深まった人の割合」：95.3% ※アンケート結果より	・参加者数、「日常生活において参考になる内容があった」及び「人権に対する関心が深まった」人の割合は目標を上回り、好評を得て、効果的に実施できた。 ・性的指向・性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、インターネットを通じた誹謗中傷・個人の名誉毀損などの新たな課題が生じていることから、引き続き、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発の推進や、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に自然に現われてくるよう、人権尊重の理念を普及させる必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課
啓発資料の作成・配布等	926	○人権施策推進事業（一部） ・人権全般を対象とした冊子や各人権課題を扱った啓発資料を作成・配布し、ホームページに掲載した。 啓発リーフレット「令和7年（2025年）度広島県人権だより」 内容：女性の人権及び性的指向・性自認等について啓発し、各種相談窓口等を記載した。 発行数：22,000部	・広島県人権だよりは、ヒューマンフェスタのゲスト寄稿が好評であった。 ・性的指向・性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、インターネットを通じた誹謗中傷・個人の名誉毀損などの新たな課題が生じていることから、引き続き、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発の推進や、日常生活において、人権への配慮が態度や行動に自然に現われてくるよう、人権尊重の理念を普及させる必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課

具体的な取組内容	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
③人材育成					
ア 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修					
県職員に対する研修実施	-	・「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき、各機関において、所属の全職員を対象とする職場研修を実施した。	・実施回数：延べ387回、参加人数：延べ14,167人 ・R7年度はR6年度よりも、実施回数は減少したが、参加人数は増加した。 ・各所属で、オンラインやオンデマンドを活用しながら、柔軟に開催されている。 ・同和問題や、職場・労働者、性、インターネット、ハラスメントについては、例年どおり、多くの職場で取り上げられている。 ・例年と比べ、ダイバーシティをテーマとした研修が多かった。 ・幅広い業務に当たる県職員においては特定の人権問題だけでなく、多岐にわたる人権問題についての知識を身につける必要がある。 ・そのためには、各職場で人権研修を主導する人権問題職場研修推進員に対し、適切な研修を行い、最新の人権課題の状況等について知識を習得・アップデートする必要がある。	総務局	人材マネジメント担当
		・人権問題についての講義を実施（対象：初任研修、管理者研修） ・人権問題職場研修推進員に対し、人権問題に対する認識を深めながら、研修の効果的な進め方を習得するための研修を実施	・令和7年度は、延べ615名に人権問題に係る研修を実施し、アンケート結果では97.8%から「良い」「どちらかというが良い」を評価を得た。（未記入・未提出除く） ・各研修の受講者数は以下のとおり。 ・初任前期…266人 ・管理者研修…260人 ・人権問題職場研修推進員…89人 アンケートの意見を参考に、より個別具体的な気づきや行動につながる研修内容の検討と、研修講師の開拓をする必要がある。	総務局	自治総合研修センター
市町職員、消防職員、警察、農林漁業団体関係者等に対する研修実施	-	消防学校 ・消防学校で実施している市町消防職員への初任教育において、人権問題についての講義を実施 ・令和7年度は「人権」と「ハラスメント」に関する講義を各1回実施	・「人権」の講義については、わたしらしい生き方応援課の協力を得て、様々な人権課題や今日における同和問題について正しい理解の促進を図ることができた。 ・「ハラスメント」については、総務省消防庁が作成した資料を参考に、消防職場は、その特殊性からハラスメントを生みやすい土壌にあることや適正な教育・訓練・指導とハラスメントとの違いについての認識を深めた。 ・消防職員は、緊急性の高い現場や過酷な環境の下で住民への適切な対応が求められることから、表面的な理解にとどまらず、ひととき高い倫理観が求められるため、引き続き、効果的な研修を継続する必要がある。	危機管理監	消防学校
		外国人に対応する相談員研修の実施 ・県や市町の外国人相談窓口等で相談業務に従事する担当者を対象に、相談を受ける際の注意点や技法を学ぶとともに、他地域の担当者との情報共有や連携を促進する研修会を開催し、相談窓口対応の質の向上を図った。 （2回開催（ハイブリッド・オンライン）、延べ80人参加）	・令和7年度は、テーマ別研修をハイブリッド1回とオンライン1回の計2回実施した。 ・参加者数は令和6年度より12名増加し、満足度も高かった。令和6年度同様に、特に2回目の研修テーマ「相談事例検討会」については、9割の参加者から、「業務にとっても役に立つ」との高い評価を得た。 ・外国人住民の増加、特に長期滞在者の増加に伴い、外国人住民が直面する課題も多様化しており、外国人相談窓口の対応スキルの向上を引き続き図っていく必要がある。	地域政策局	国際課
		【再掲】 ※2-⑩行政や関係団体職員等に対する研修等の実施を参照		環境県民局	県民活動課

具体的な取組内容	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
市町職員、消防職員、警察、農 林漁業団体関係者等に対する研 修実施	90	農林漁業団体関係者に対する研修実施 講演・グループ討議方式 テーマ：高齢者の人権～住み慣れた地 域で、自分らしい生活を送るために～ 講 師： 平岡 和子氏（公益社団法人広島県社 会福祉士会）（広島、福山会場） 三上 千紘氏（公益社団法人広島県社 会福祉士会）（庄原会場） 開催日： 10月6日（月）福山会場、10月8日 （水）広島会場、10月22日（水）庄原 会場 参加者数：162人	＜アンケート結果より＞ （１）人権問題に対する意識の向上への 寄与、満足度については一定の評価を得 る結果となった。 （２）研修会の形式は、講演会とグルー プ討議の併用が、高い評価を得ている。 （３）今後、参加してみたい人権問題の テーマとしては、インターネットによる 人権侵害、外国人等の要望が多い。 ＜今後の課題等＞ （１）研修会の運営について 開催の趣旨から、団体等から多くの参加 が見込めるよう研修会の運営について検 証を行う必要がある。 （２）研修テーマの選定について アンケート調査により要望が多かった テーマを考慮するほか、社会的関心が高 いテーマやこれまで実施したテーマにつ いても定期的に選定しながら、継続的に 研修を実施する必要がある。	農林水 産局	農林水 産総務 課
	461	警察職員へ様々な人権問題に関する教養を実施 ・聴覚障害者に対する理解促進、窓口 対応の充実化等を図るため、手話初心 者を対象とした手話講習や、同講習を 修了した職員を対象とした手話ブラッ シュアップ講習のほか、人権全般に関 する研修を実施し、人権に配慮した警 察活動に資する教養を推進した。 〔手話講習（R7.9.17～9.19開催）〕 ・1回開催、8名受講 〔手話ブラッシュアップ講習 （R7.12.1、R7.12.9開催）〕 ・1回開催、計8名受講 〔人権研修（R8.1.15開催）〕 ・1回開催、計52名受講	・一般社団法人広島県ろうあ連盟の協力 を得て、手話講習及び手話ブラッシュ アップ講習を効果的に実施することがで きた。 ・広島法務局人権擁護部職員を講師とし て招聘し、人権全般に関する教養を実施 することで、人権に対する理解を深める ことができた。 ・これまでの取組等により、聴覚障害者 に対する窓口対応等については、一定の 効果が認められるが、引き続き、広く職 員の意識等を向上させるため、今後も手 話講習及び手話ブラッシュアップ講習の 開催等により、人権に配慮した警察活動 に資する教養を推進する必要がある。	警察本 部	人材育 成課
各実施団体主体による取組に対 する支援	-	○各種研修会の実施及び研修用資料等 の作成・配布 ・人権啓発指導者養成研修会を開催 し、市町が実施する研修等を支援 ・人権啓発冊子、「広島県人権だより」 等の作成・配布や人権啓発に係る 図書、DVD、資料等を購入し、市 町・民間企業等の人権啓発指導者等に 貸出	・研修会については、対象者に合わせた 研修内容とするなど、効果的に実施する ことができ、また、多くの受講者から 「参考になった」との高評価を得ること ができた。 ・新たな人権課題等への対応など、最新 の情報を取り入れるなど、ニーズに合っ た研修内容を企画し、企業担当者を中心 に、より多くの人権啓発に携わる人に対 して啓発を行う必要がある。 ・研修会への参加を促すより効果的な方 法を検討する必要がある。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課
啓発手法等に関する調査・ 研究	-	・中国ブロック人権主管課長会議にお いて、人権啓発に係る施策などにつ いて情報共有・意見交換を実施 ・市町の啓発情報の把握及び情報提供 の実施 ・（公財）人権教育啓発推進センターの 人権啓発研修を受講すること等によ り、人権研修のノウハウや効果的な啓 発内容等についての情報を収集	・他県や市町の情報を参考に啓発内容の 検討を行うことができた。 ・引き続き、研修への参加や、他の自治 体との情報交換等を通じて、効果的・効 率的な啓発手法等について情報収集を行 う必要がある。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課

イ 担当者育成のための研修等					
具体的な取組内容	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
啓発手法等に関する調査・研究	-	・中国ブロック人権主管課長会議において、人権啓発に係る施策などについて情報共有・意見交換を実施 ・市町の啓発情報の把握及び情報提供の実施 ・（公財）人権教育啓発推進センターの人権啓発研修等に参加することにより、人権研修のノウハウや効果的な啓発内容等についての情報を収集	・他県や市町の情報を参考に啓発内容の検討を行うことができた。 ・引き続き、研修への参加や、他の自治体との情報交換等を通じて、効果的・効率的な啓発手法等について情報収集を行う必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課
市町・民間企業等人権啓発担当者への研修	2,193	○人権施策推進事業（一部） ・次のとおり研修会をZoomによるオンライン開催及びYouTubeによる録画配信で実施した。 ①人権啓発指導者養成研修会（ヒューマンライツ夏セミナー）の開催 開催日：7月23日 （オンライン開催、録画配信） 〔午前の部〕 演題：「ビジネスと人権から考えるカスタマーハラスメント対策」 講師：アックスラーニング株式会社 代表取締役 岩崎重国氏 オンライン参加者：82人 録画配信参加者：308人 合計：390人 〔午後の部〕 演題：「相互尊重コミュニケーションで安心な職場へ～カスタマーハラスメントの予防と対応～」 講師：株式会社ハートセラピー 教育事業部長・研修講師 大美賀直子氏 オンライン参加者：81人 録画配信参加者：307人 合計：388人 ②人権啓発指導者養成研修会（LGBTQ研修会）の開催 開催日：2月12日 （オンライン開催、録画配信） 〔前半〕 演題：「SOGIハラスメント対応～多様性が尊重される職場へ～」 講師：株式会社JobRainbow 代表取締役CEO 星賢人氏 オンライン参加者：66人 録画配信参加者：199人 合計：265人 〔後半〕 演題：「LGBTQに係るマツダ株式会社の取組について」 講師：マツダ株式会社戦略人事部 ダイバーシティ推進Gr シニアエキスパート 小山健次氏 オンライン参加者：64人 録画配信参加者：193人 合計：257人	①人権啓発指導者養成研修会（ヒューマンライツ夏セミナー） ・ターゲットを設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果等から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。 ・アンケート結果からも、研修内容が「十分役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が8割を超え、高評価であった。 ②人権啓発指導者養成研修会（LGBTQ研修会） ・ターゲットを設定し、各種調査結果等のデータ及び過去の研修アンケート結果等から研修テーマ及び内容等を検討した結果、多くの参加者があった。また、参加者区分で「企業」が最も多く、ターゲットに参加を促すことができた。 ・アンケート結果からも、研修内容が「役に立つ」及び「ある程度役に立つ」と回答した人が9割を超え、高評価であった。 ・新たな人権課題等への対応や、最新の情報を取り入れるなど、ニーズに合った研修内容を企画し、企業担当者を中心に、より多くの人権啓発に携わる人に対して啓発を行う必要がある。 ・研修会への参加を促すより効果的な広報を検討する必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課
文献や資料等の整備・充実及びDVDの貸出や冊子の紹介等の利用促進	1,134	・人権啓発に係るDVD、資料等を購入し、市町、企業等の啓発担当者に貸出・配布した。 ・県ホームページで貸出状況のランキングを紹介し、利用を促進した。 DVD・ビデオ貸出件数 369本 DVD・ビデオ貸出先数 132件 貸出利用者の満足度 93.1%	・庁内外の多くの団体にDVDの貸出を行うことで、庁内や企業で行う研修を効果的に実施するための支援を行うことができた。また、利用者のニーズの多いハラスメント等の資料を充実させることで、利用者の満足度について、93.1%を得ており、社会情勢に合わせた効果的な人権啓発を行うことができた。 ・性的指向・性自認等、新たな人権課題に対応した資料を購入するなど、最新の内容やニーズに合った整備を行う必要がある。	環境県民局	わたしらしい生き方応援課

④多様な手法や時機を捉えた啓発					
具体的な取組内容	R7 当初 予算	令和7年度に実施した取組の詳細	令和7年度に実施した取組の 評価・課題等	担当局	担当課
マスメディアやホームページ、 ソーシャルメディア等の積極的 な活用	2,671	○県のホームページの充実 ・広く県民に対し、多種多様な人権関係情報を提供することを目的として、研修教材の紹介や実施事業の広報・実施結果等を県ホームページに掲載した。 - 人権コンテンツへのアクセス件数：41,728件 ○人権施策推進事業（一部） ・人権尊重の理念を表現した啓発ポスターを制作し、10月から人権週間(12/4～10)にかけて、市町等の公共施設等に掲示 「人権週間用」作成枚数：2,800枚 ・広島駅及び八丁堀C-visionに人権週間及びヒューマンフェスタのサイネージ広告を掲示 ・人権尊重の理念やヒューマンフェスタ告知の記事を新聞広告に掲載 - 新聞掲載回数：5回 ・フリーペーパー「アシタノ」巻頭特集を実施、人権尊重の理念やヒューマンフェスタ告知の記事を掲載 ・たるポメールマガジン及び中国新聞デジタル版U35でヒューマンフェスタ告知 ・ヒューマンフェスタの広報や人権啓発特設サイトへの誘導を目的とし、インターネット広告を活用した広報やフェスタ出演者によるSNS広報を実施。Googleディスプレイ広告、Facebook・Instagramアプリ広告を行った。 ・ヒューマンフェスタアンケートでは、ホームページを見て参加した人の構成比は4.1%であり、ポスター(15.9%)、新聞(9.4%)、インターネット広告(3.7%)、SNS広告(15.1%)であった。	・ヒューマンフェスタやジェンダー川柳の開催により、9月：4,727件、10月：6,585件、11月：5,203件とアクセスが増加した。ジェンダー川柳（9～10月）フェスタ（10月～11月）広報期間中、定期的なサイトの更新などアクセス増加を促すような取組をした結果と思われる。 ・フェスタ外の期間は、アクセス数2,000件～3,000件の月が多く、アクセスが増加するよう取り組む必要がある。 ・引き続き掲載情報の整理など、サイトの見直しにより、多くの県民に利用してもらえるサイト作りを行う必要がある。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課
地元のスポーツチームと連携し た広報活動	1,158	○人権施策推進事業（一部） ・サンフレッチェ広島公式試合で、啓発活動を実施 - 啓発資料の配布：3,000部 - ブース来場者（クイズ及びアンケート回答）：441人 ・サンフレッチェ広島及びレジーナと連携した啓発グッズ（クリアファイル、ステッカー）及び人権啓発リーフレットの作成 ・ヒューマンフェスタにおける一日人権擁護委員委嘱（カーブ、サンフレッチェ広島） ・人権スポーツ教室は、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会、地域人権啓発活動ネットワーク協議会及びスポーツ団体等の協力を得て、学校へスポーツ選手・コーチ等を派遣し、実技指導・メッセージを通じての人権啓発を3回実施した。	・サンフレッチェ広島公式試合における啓発活動では、資料を3000部配布し、多くのブース来場者（クイズ及びアンケート回答者）もあり、効果的な啓発活動ができた。 ・人権スポーツ教室に参加した児童・生徒のアンケート及び感想文によれば、選手からの人権尊重のメッセージを受け止めている様子がうかがわれ、スポーツを通して人権について考えるきっかけを与えることができ、一定の成果があったものと考えられる。 ・サンフレッチェ広島公式試合での啓発については、ブース来場者を増やすため、回答者のメリットやブースレイアウトを工夫する必要がある。 ・学校に積極的に制度を活用してもらえるよう、学校の年間行事が決定する時期を考慮した日程調整を行う必要がある。	環境県 民局	わたし らしい 生き方 応援課

3 令和3～6年度（2021～2025）年度の人権啓発活動関係施策の実施状況等

(1) 各人権課題に対する取組

①女性

取組の方向	○ 性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。 ○ 誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。															
女性の人権擁護																
主な取組と実績	○ 性被害やデートDVについて、特に若年層を対象に、DV予防講座や動画配信等による正しい知識の啓発やリーフレット等による相談窓口の周知を行った。 ・「性被害ワンストップセンターひろしま」のリーフレット発行部数： R 3 :43,230 部、R 4 :101,707 部、R 5 :122,906 部、R 6 :99,300 部 ・動画視聴数:30,537 回（累計。R 6 時点）															
	主な指標の達成状況															
	<table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 3</td><td>67.5</td><td>58.9</td></tr><tr><td>R 4</td><td>68.5</td><td>59.6</td></tr><tr><td>R 5</td><td>70</td><td>63.4</td></tr><tr><td>R 6</td><td>72</td><td>64.8</td></tr></tbody></table>	年度	目標 (%)	実績 (%)	R 3	67.5	58.9	R 4	68.5	59.6	R 5	70	63.4	R 6	72	64.8
	年度	目標 (%)	実績 (%)													
R 3	67.5	58.9														
R 4	68.5	59.6														
R 5	70	63.4														
R 6	72	64.8														
表 1 デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）																
<table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H29</td><td>13.0</td><td>2.6</td></tr><tr><td>R 2</td><td>13.0</td><td>7.4</td></tr><tr><td>R 5</td><td>13.0</td><td>9.6</td></tr></tbody></table>	年度	目標 (%)	実績 (%)	H29	13.0	2.6	R 2	13.0	7.4	R 5	13.0	9.6				
年度	目標 (%)	実績 (%)														
H29	13.0	2.6														
R 2	13.0	7.4														
R 5	13.0	9.6														
表 2 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度（目標値はR 5）																
(参考)																
	<table><thead><tr><th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr></thead><tbody><tr><td>女性対象の性犯罪・声かけ事案（県内）</td><td>1,515 件</td><td>1,332 件</td><td>1,325 件</td><td>1,274 件</td></tr><tr><td>女性が被害者となる犯罪の認知件数（県内）</td><td>1,757 件</td><td>1,990 件</td><td>2,329 件</td><td>2,410 件</td></tr></tbody></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	女性対象の性犯罪・声かけ事案（県内）	1,515 件	1,332 件	1,325 件	1,274 件	女性が被害者となる犯罪の認知件数（県内）	1,757 件	1,990 件	2,329 件	2,410 件
	R 3	R 4	R 5	R 6												
女性対象の性犯罪・声かけ事案（県内）	1,515 件	1,332 件	1,325 件	1,274 件												
女性が被害者となる犯罪の認知件数（県内）	1,757 件	1,990 件	2,329 件	2,410 件												
主な成果・課題	○ 若年層に向けた啓発により、DV予防啓発講座を実施した学校では、未実施の学校と比較して、精神的暴力の認識率が高くなっている。しかし、目標には未達であり、継続して啓発を行う必要がある。また、若い女性が被害者となる性被害・性犯罪が依然として発生している中、性被害ワンストップセンターの認知度は向上しているものの、進捗に遅れがあり、引き続き啓発を進め、相談窓口を知ってもらう必要がある。															

性別による役割分担意識の是正

主な取組と実績

- 県・エソール広島において、わたらしい生き方を選択するための講座等の開催や啓発リーフレット等を作成し、企業や市町等に配布したほか、性別による固定観念解消に向け「ジェンダー川柳コンテスト」を実施した。

・エソール広島主催事業参加者 R 5 : 3,816 人、R 6 : 4,827 人

・川柳応募作品数 R 5 : 1,649 作品、R 6 : 3,747 作品

主な指標の達成状況

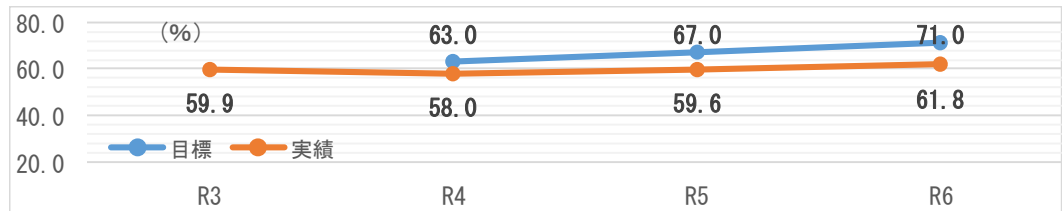


表3 性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合

(※参考)

- ・日本のジェンダーギャップ指数(2025)は118位(148カ国中)
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」への賛成派の割合(全国比較・R 6)

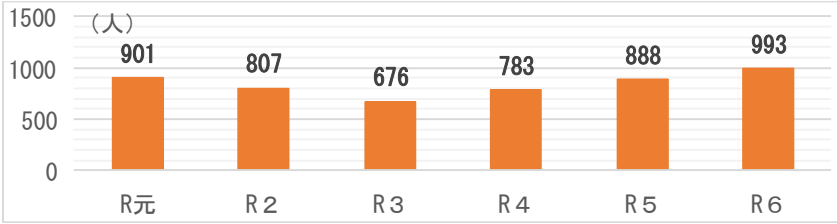
	30代		40代		50代	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
広島	23.5%	43.5%	39.3%	39.1%	33.3%	53.8%
全国	22.4%	36.7%	29.7%	33.5%	29.6%	36.9%
差	+1.1pt	+6.8pt	+9.6pt	+5.6pt	+3.7pt	+16.9pt

成果・課題

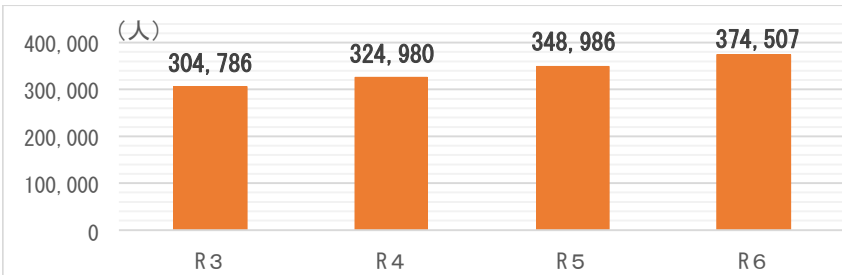
- 講座や川柳コンテスト等を通じた啓発を行っているが、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」の割合は横ばいとなっている(※)ほか、性別にかかわらず働き方や暮らし方を選択できている人の割合は、特に30～50代の女性で伸び悩んでいる。
- 県民意識調査では、親や配偶者・パートナー、職場の人など周囲の方から性別に関する意識の影響を受けたと回答している割合が約7割と高く、ジェンダーバイアス解消のためのセミナーや啓発の取組の効果をより幅広い層に広げていく必要がある。

②子供

取組の方向	○ 児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組めます。
子供の人権擁護	
主な取組と実績	○ 子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、特に保護者や子育てをこれから行う世代などに対して、講演会やイベント、電車広告、動画等の媒体を用いて啓発を実施した。 ○ いじめの未然防止についての事例発表やいじめの相談窓口・支援制度等の周知を人権啓発イベント等の機会を通じて実施した。 (R 6 の取組) ・虐待防止サイトを通じた相談窓口への誘導:1,200 件 ・カープファン感謝デー:29,000 人 (R 5 の取組) ・YouTube 動画視聴回数 52,801 回 ・熱気球フライト 60 名 (R 4 の取組) ・児童虐待防止サイトペーパービュー:1,812PV ・チャイルドファーストフェスタ:450 名以上 ・ヒーローショーツアー:2,000 名 (児童虐待相談窓口の周知) ・R 6 テレビ出演 ・R 5 ポスター1,200 枚 ・R 4 ポスター1,000 枚、テレビ出演 ・いじめの相談窓口紹介カードの発行部数 R 3 :336,000 部、R 4 :336,000 部、R 5 :336,000 部、R 6 :331,220 部 主な指標の達成状況 <table border="1"> <caption>表 6 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合</caption> </table> <table border="1"> <caption>表 7 いじめの解消率（公立小・中・高等学校・特別支援学校）</caption> </table>
成果・課題	○ 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合は8割を超える水準で推移しているが、体罰等を肯定している親や子育ての困り感、育てにくさ等から体罰等をする親が一定数いる。 ○ 複雑化・多様化するいじめの事案の対応に時間を要しており、いじめの解消率は7割となっている。引き続き、教職員がいじめの兆候を早期に察知でき、いじめで悩んでいる児童生徒等が安心して、SOSを出すことができるよう、いじめの未然防止及び早期解決に向けた取組の充実を図る必要がある。

青少年の健全育成																							
主な取組と実績	○ 自画撮り被害防止やインターネットの適正な利用について子供や保護者、青少年活動に携わる人等を対象に、年齢に応じたリーフレットの配布や青少年のインターネットの適正な利用に係る講習会などの啓発を実施した。また、広島県青少年健全育成条例の改正（Ｒ 7. 1月施行）等によりフィルタリングの利用促進を図った。 ○ 暴走族・非行少年対策として、啓発ポスターの作成・掲示により県民意識の醸成を図ったほか、学校と連携した犯罪防止教室の開催、声かけ・あいさつ運動等を実施した。 ・ 自画撮り被害防止チラシ配布数 R 3 : 28,000 部、R 4 : 32,000 部、R 5 : 31,000 部、R 6 : 30,500 部 ※毎年度初めに県内全ての中学 1 年生へ配布 ・ 青少年インターネット適正利用啓発リーフレット配布数 R 3 : 30,000 部、R 4 : 32,000 部、R 5 : 32,000 部、R 6 : 32,000 部 ※毎年度初めに県内全ての小学 4 年生へ配布 ・ 講習会参加人数 R 3 : 55 名、R 4 : 93 名、R 5 : 136 名、72 名、 R 6 : 150 名、95 名 （R 6 と R 5 は 8 月開催分、3 月開催分の順） ・ ポスター作成数 R 3 : 3,000 枚、R 4 : 3,000 枚、R 5 : 3,000 枚、R 6 : 3,000 枚 犯罪防止教室実施回数 R 3 : 727 回、R 4 : 1,022 回、R 5 : 912 回、R 6 : 1,000 回 （参考） ・ インターネット利用の低年齢化が進む一方、SNS に起因したトラブル等も多く発生している。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年のインターネット利用率（県内）</td><td>92.4%</td><td>92.3%</td><td>94.1%</td><td>93.2%</td></tr> <tr> <td>フィルタリングの利用率（県内）</td><td>28.8%</td><td>30.6%</td><td>31.1%</td><td>30.5%</td></tr> <tr> <td>SNS に起因した被害児童数 ※（全国）</td><td>1,812 人</td><td>1,732 人</td><td>1,665 人</td><td>1,486 人</td></tr> </tbody> </table> ※ SNS を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった、性犯罪等の事犯をいう。					R 3	R 4	R 5	R 6	青少年のインターネット利用率（県内）	92.4%	92.3%	94.1%	93.2%	フィルタリングの利用率（県内）	28.8%	30.6%	31.1%	30.5%	SNS に起因した被害児童数 ※（全国）	1,812 人	1,732 人	1,665 人
	R 3	R 4	R 5	R 6																			
青少年のインターネット利用率（県内）	92.4%	92.3%	94.1%	93.2%																			
フィルタリングの利用率（県内）	28.8%	30.6%	31.1%	30.5%																			
SNS に起因した被害児童数 ※（全国）	1,812 人	1,732 人	1,665 人	1,486 人																			
成果・課題	○ インターネット利用の低年齢化、またそれを背景とする SNS 等を介した自画撮り被害等の発生といった諸情勢の変化が生じており、子供の発達段階に応じたインターネット適正利用の啓発や、フィルタリングの利用などペアレンタルコントロール（保護者による安全な利用環境の整備）の重要性に関する啓発等を実施していく必要がある。 ○ 少年の非行総数（※）は、R 4 以降は増加に転じており、少年の規範意識向上を図るための取組を継続して実施していく必要がある。																						
	 （※）表 8 非行少年総数（県内）																						
今後の取組（案）	○ 配慮が必要な子供たちについての理解促進や虐待・いじめ等の人権侵害の防止に向けた啓発を継続して実施するとともに、インターネットをめぐるトラブルなどの社会情勢の変化に応じた啓発を行う。																						

③高齢者

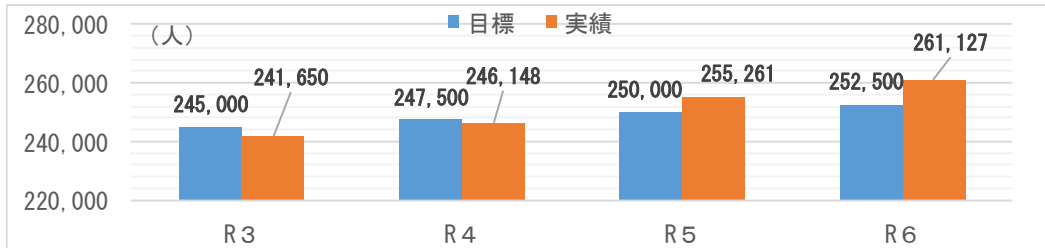
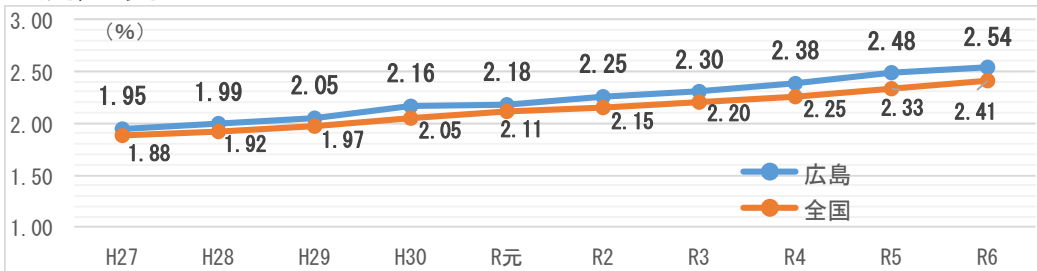
取組の方向	○ 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。																								
理解促進・権利擁護の推進																									
主な取組と実績	○ 認知症についての正しい理解を深めるため、啓発イベントを実施したほか、県が連携する企業や若い世代等に対して認知症サポーター養成講座を実施したほか、高齢者虐待防止研修を実施。																								
	○ 高齢者に対する防犯活動として、防犯教室や防犯キャンペーン等を実施した。 ・啓発イベント参加者数 R 3 : 161 人、R 4 : 200 人、R 5 : 138 人、R 6 : 130 人 ・認知症サポーター数 R 3 : 304, 786 人、R 4 : 324, 980 人、R 5 : 348, 986 人、R 6 : 374, 507 人 ・防犯教室実施回数 R 3 : 314 件、R 4 : 485 件、R 5 : 709 件、R 6 : 707 件 参加者数 R 3 : 8, 180 人、R 4 : 14, 275 人、R 5 : 22, 953 人、R 6 : 23, 022 人																								
	主な指標の状況																								
																									
表 9 認知症サポーター養成数																									
(参考)																									
<table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>家庭内虐待相談・通報件数〔認定件数〕(県内)</td><td>789 件 〔371〕件</td><td>817 件 〔362〕件</td><td>867 件 〔419〕件</td><td>894 件 〔424〕件</td><td>840 件 〔422〕件</td></tr><tr><td>施設内虐待相談・通報件数〔認定件数〕(県内)</td><td>22 件 〔5〕件</td><td>43 件 〔13〕件</td><td>58 件 〔21〕件</td><td>80 件 〔17〕件</td><td>91 件 〔32〕件</td></tr><tr><td>高齢者が被害者の刑法犯認知件数(県内)</td><td>1, 133 件</td><td>1, 190 件</td><td>1, 282 件</td><td>1, 426 件</td><td>1, 345 件</td></tr></table>			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	家庭内虐待相談・通報件数〔認定件数〕(県内)	789 件 〔371〕件	817 件 〔362〕件	867 件 〔419〕件	894 件 〔424〕件	840 件 〔422〕件	施設内虐待相談・通報件数〔認定件数〕(県内)	22 件 〔5〕件	43 件 〔13〕件	58 件 〔21〕件	80 件 〔17〕件	91 件 〔32〕件	高齢者が被害者の刑法犯認知件数(県内)	1, 133 件	1, 190 件	1, 282 件	1, 426 件	1, 345 件
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6																				
家庭内虐待相談・通報件数〔認定件数〕(県内)	789 件 〔371〕件	817 件 〔362〕件	867 件 〔419〕件	894 件 〔424〕件	840 件 〔422〕件																				
施設内虐待相談・通報件数〔認定件数〕(県内)	22 件 〔5〕件	43 件 〔13〕件	58 件 〔21〕件	80 件 〔17〕件	91 件 〔32〕件																				
高齢者が被害者の刑法犯認知件数(県内)	1, 133 件	1, 190 件	1, 282 件	1, 426 件	1, 345 件																				
成果・課題	○ 虐待を受ける高齢者の 9 割以上が認知症高齢者であることから、認知症へのさらなる理解促進に向けて、認知症サポーターを更に養成していく必要がある。 ○ また、特殊詐欺等の高齢者が被害者となる犯罪が多く発生しており、被害を未然に防ぐための対策を推進する必要がある。																								

活躍できる環境づくり

主な取組と実績	○ 高齢者の生きがいと健康づくり、積極的な社会参加を推進するため、全国健康福祉祭への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催等を行った。また、社会参加のきっかけづくりを応援する取組を通じて、高齢期になっても孤立すること無く地域で活躍できる人や場の拡充を図った。																						
	○ 企業に対する高齢者の積極的な雇用の働きかけを行うため、優良事例の可視化や高齢者雇用促進セミナー等を実施した。																						
	・ 高齢者雇用促進セミナー（シニア向け企業説明会（広島会場）の代替措置） 参加社数：R 6：29 社、R 5：23 社、R 4：29 社、R 3：コロナのため中止																						
	・ シニア向け企業説明会（福山会場）																						
	<table><tr><th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th></tr><tr><td>参加者数</td><td>105 名</td><td>128 名</td><td>148 名</td><td>142 名</td></tr><tr><td>（就職者数）</td><td>（6 名）</td><td>（8 名）</td><td>（14 名）</td><td>（8 名）</td></tr><tr><td>参加企業数</td><td>22 社</td><td>29 社</td><td>32 社</td><td>26 社</td></tr></table>					R 3	R 4	R 5	R 6	参加者数	105 名	128 名	148 名	142 名	（就職者数）	（6 名）	（8 名）	（14 名）	（8 名）	参加企業数	22 社	29 社	32 社
	R 3	R 4	R 5	R 6																			
参加者数	105 名	128 名	148 名	142 名																			
（就職者数）	（6 名）	（8 名）	（14 名）	（8 名）																			
参加企業数	22 社	29 社	32 社	26 社																			
成果・課題	(参考)																						
	・ 地域活動等への参画率（県内）は 40～64 歳で 28.0％（R 4）。65 歳以上で 47.9％（R 4）																						
	・ 65 歳までの高年齢就業確保措置の実施状況（労働局調査）は 99.9％。70 歳まででは 34.8％。（R 7.12.9 現在）																						
今後の取組（案）	○ 高齢になってから新たに地域活動やスポーツ大会に参加することは、ハードルが高いことから、高齢期になる前から社会参画への意識づけや活動のきっかけづくりに取り組む必要がある。																						
	○ 65 歳を上回る年代についての定年の引上げや継続雇用制度の導入など就業環境の整備がまだ進んでいないことから、高年齢者就業確保措置について周知を図り、高齢者雇用に係るノウハウや取組事例等の情報提供を行う必要がある。																						

④障害者

取組の方向	○ 障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。				
権利擁護の推進					
主な取組と実績	○ 障害者虐待の未然防止や通報義務等について、パンフレットやリーフレットの配布を通じた啓発を行ったほか、市町・事業者の職員を対象とした研修を実施した。 ・パンフレット、リーフレット配布数 R 3：9,000 部、R 4：10,000 部、R 5：11,000 部、R 6：9,000 部 ・研修参加人数等 R 3：1,042 人、R 4：1,686 人、R 5：1,625 人、R 6：2,096 人				
	(参考)				
		R 3	R 4	R 5	R 6
	養護者による 相談・通報件数 〔認定件数〕	142 件 〔43 件〕	112 件 〔32 件〕	144 件 〔48 件〕	131 件 〔44 件〕
	施設内相談・通報 件数〔認定件数〕	73 件 〔15 件〕	71 件 〔19 件〕	105 件 〔20 件〕	75 件 〔12 件〕
	・「障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じている人の割合」（県調査）は 52.8％（R 5）だが、県民全体では 60.7％であり、障害の有無で 7.9％の差が生じている。				
成果・課題	○ 法律により合理的な配慮の提供が義務化される中、依然として不当な差別的取扱いが発生しているほか、養護者や使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者に対する虐待が発生していることから、関係団体や職員の人材育成、虐待の未然防止及び早期発見につながる啓発等を実施していく必要がある。				

理解促進																																	
主な取組と実績	○ 県民をはじめ、企業・団体等が障害について正しい知識を理解し、手助けや配慮を実践できるようになるため、あいサポートプロジェクト（出前講座の実施や企業・団体認定等）を推進した。 ・出前講座参加者数（実施数） R 3 : 305 人(15 回)、R 4 : 1, 149 人(39 回)、R 5 : 2, 586 人(64 回)、R 6 : 2, 288 人(62 回) ・企業・団体認定数 R 3 : 799 企業・団体、R 4 : 823 企業・団体、R 5 : 840 企業・団体、R 6 : 855 企業・団体																																
	主な指標の達成状況  <table><caption>表 10 あいサポーター数</caption><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (人)</th><th>実績 (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 3</td><td>245,000</td><td>241,650</td></tr><tr><td>R 4</td><td>247,500</td><td>246,148</td></tr><tr><td>R 5</td><td>250,000</td><td>255,261</td></tr><tr><td>R 6</td><td>252,500</td><td>261,127</td></tr></tbody></table>	年度	目標 (人)	実績 (人)	R 3	245,000	241,650	R 4	247,500	246,148	R 5	250,000	255,261	R 6	252,500	261,127																	
年度	目標 (人)	実績 (人)																															
R 3	245,000	241,650																															
R 4	247,500	246,148																															
R 5	250,000	255,261																															
R 6	252,500	261,127																															
成果・課題	○ 特に若い世代では障害への理解があっても、手助け等の実践に移せない傾向にある。また、障害者と接する機会が少ない層で障害に対する差別や偏見が生じやすくなっていることから、子供の頃から障害の特性を知り、学び、実践する場を設けていく等の理解を促進する必要がある。																																
活躍できる環境づくり																																	
主な取組と実績	○ 障害者雇用の充実・強化を図るため、障害者雇用に関する啓発資料の作成・配付や障害者雇用に取り組む企業等の見学やセミナーの実施等に取り組んだ。 ・啓発資料配布数：R 3 : 4, 000 部、R 4 : 4, 000 部、R 5 : 5, 500 部、R 6 : 5, 500 部 ・セミナー等参加企業数：R 4 : 12 社、R 5 : 41 社、R 6 : 40 社（R 3 はコロナのため中止）																																
	主な指標の状況  <table><caption>表 11 民間企業の障害者実雇用率</caption><thead><tr><th>年度</th><th>広島 (%)</th><th>全国 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H27</td><td>1.95</td><td>1.88</td></tr><tr><td>H28</td><td>1.99</td><td>1.92</td></tr><tr><td>H29</td><td>2.05</td><td>1.97</td></tr><tr><td>H30</td><td>2.16</td><td>2.05</td></tr><tr><td>R元</td><td>2.18</td><td>2.11</td></tr><tr><td>R2</td><td>2.25</td><td>2.15</td></tr><tr><td>R3</td><td>2.30</td><td>2.20</td></tr><tr><td>R4</td><td>2.38</td><td>2.25</td></tr><tr><td>R5</td><td>2.48</td><td>2.33</td></tr><tr><td>R6</td><td>2.54</td><td>2.41</td></tr></tbody></table>	年度	広島 (%)	全国 (%)	H27	1.95	1.88	H28	1.99	1.92	H29	2.05	1.97	H30	2.16	2.05	R元	2.18	2.11	R2	2.25	2.15	R3	2.30	2.20	R4	2.38	2.25	R5	2.48	2.33	R6	2.54
年度	広島 (%)	全国 (%)																															
H27	1.95	1.88																															
H28	1.99	1.92																															
H29	2.05	1.97																															
H30	2.16	2.05																															
R元	2.18	2.11																															
R2	2.25	2.15																															
R3	2.30	2.20																															
R4	2.38	2.25																															
R5	2.48	2.33																															
R6	2.54	2.41																															
成果・課題	○ 障害者の雇用率は上昇しているが、R 6 県職場環境実態調査で、「障害者に適した業務が無い、業務遂行援助者・相談員等の配置が困難」等の回答があり、企業の障害特性への理解・ノウハウ不足が見られる。																																
今後の取組（案）	○ 障害に対する正しい認識と理解を促進するための啓発を継続して実施する。 ○ 手助け等の行動を実践できるように若い世代から教育を受け、実践する機会を設ける等の啓発手法の工夫を行う。																																

⑤同和問題

取組の方向	○ 同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います
正しい知識の普及と理解の促進	
主な取組と実績	○ 差別の状況把握のためインターネットモニタリング調査を適宜実施したほか、啓発冊子の作成、行政職員等への研修を実施。 ・インターネットモニタリング実施数 R 3:46 回、R 4:50 回、R 5:49 回、R 6:30 回 ・同和問題啓発冊子累計配布数:4,294 冊 ・広島県自治総合研修センター研修（同和問題を扱う研修）の受講者数 R 3:530 人、R 4:518 人、R 5:588 人、R 6:572 人
成果・課題	○ インターネットをはじめとして依然として差別的な事案が発生している。また、若年層で課題の認識が低下することや認識の低下が原因で新たな差別が発生することが懸念される。
今後の取組（案）	○ 同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を継続して実施する。

⑥外国人

取組の方向	○ 地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。															
多文化理解の促進																
主な取組と実績	○ 市町等と連携し外国人が生活に必要な情報を共有できる仕組みづくりや小中高生を対象とした異文化体験講座、地域日本語教室の拡充等に取り組んだほか、外国人相談窓口の運営や相談員の研修を実施した。 ・キーパーソン発掘モデル事業実施数 R 3：7 市町、R 4：10 市町（新規 3 市町）、R 5：12 市町（新規 2 市町）、R 6：13 市町（新規 1 市町） ・異文化理解促進プログラム実施状況（小中学校は取組方針策定等の市町数） R 3：高校 7 校、小中学校 5 市町、R 4：高校 10 校、小中学校 5 市町、 R 5：高校 12 校、小中学校 8 市町、R 6：高校 12 校、小中学校 2 市町 ・地域日本語教室の新規開設地域：R 3：4 地域、R 4：7 地域（新規 3 地域）、 R 5：8 地域（新規 1 地域）、R 6：12 地域（新規 4 地域） ・外国人相談窓口相談員研修受講者数 R 3：56 人、R 4：37 人、R 5：53 人、 R 6：68 人 主な指標の達成状況 <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 3</td><td>51.0</td><td>52.6</td></tr><tr><td>R 4</td><td>55.0</td><td>55.9</td></tr><tr><td>R 5</td><td>60.0</td><td>71.6</td></tr><tr><td>R 6</td><td>65.0</td><td>66.5</td></tr></tbody></table> 表 12 生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合	年度	目標 (%)	実績 (%)	R 3	51.0	52.6	R 4	55.0	55.9	R 5	60.0	71.6	R 6	65.0	66.5
年度	目標 (%)	実績 (%)														
R 3	51.0	52.6														
R 4	55.0	55.9														
R 5	60.0	71.6														
R 6	65.0	66.5														
成果・課題	○ 「生活で困っていることがない（困った時にすぐに相談できるも含む）」外国人は R 6 で 66.5%と目標を達成したが令和 9 年度から運用開始される育成就労制度等により、県内の外国人労働者がさらに増加することが見込まれる中、言葉の壁や習慣の違いなどに起因した外国人の社会的な孤立が強まる恐れがある。															
今後の取組（案）	○ 県内の外国人住民が地域において孤立することなく安心して生活できるための啓発を継続して実施する。															

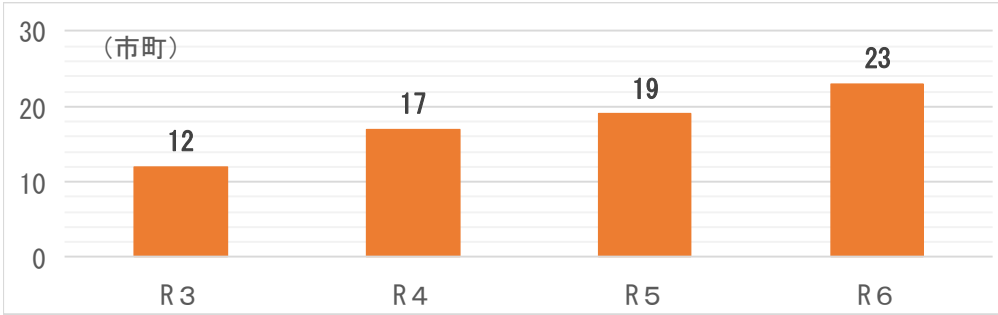
⑦性的指向・性自認

性的指向・性自認	○ 性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。																	
正しい知識の普及と理解の促進																		
主な取組と実績	○ 正しい知識の理解促進や企業等における配慮の促進のために、人権啓発指導者養成研修を実施した。また、人権イベント等を通じた啓発や啓発冊子の作成及び配布等を実施し、併せて、当事者等が安心して相談できる窓口の周知を行った。 ・研修参加者数 R 4 : 315 人、R 5 : 460 人、R 6 : 389 人 ・L G B T 啓発冊子累計配布数: 4, 353 冊																	
	主な指標の達成状況 <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (件)</th><th>実績 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 3</td><td>220</td><td>234</td></tr><tr><td>R 4</td><td>270</td><td>210</td></tr><tr><td>R 5</td><td>320</td><td>268</td></tr><tr><td>R 6</td><td>370</td><td>231</td></tr><tr><td>R 7</td><td>430</td><td>228</td></tr></tbody></table>	年度	目標 (件)	実績 (件)	R 3	220	234	R 4	270	210	R 5	320	268	R 6	370	231	R 7	430
年度	目標 (件)	実績 (件)																
R 3	220	234																
R 4	270	210																
R 5	320	268																
R 6	370	231																
R 7	430	228																
表 13 県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数																		
成果・課題	○ L G B T Q について社会的関心が高まっているが、正しい知識の理解が十分とはいえない。また、企業での取組の促進が必要になる中、研修の企業参加が少ないため、企業のニーズを踏まえた研修内容を検討する必要がある。 ○ L G B T 電話相談を実施するエソール広島の認知度が R 6 では 19. 3% と依然として低い状態であり、当事者が抱える悩みの解消や居場所づくりを進める必要がある。																	
今後の取組（案）	○ 性的指向やジェンダーアイデンティティに関する正しい知識の普及や互いを尊重する意識の醸成に向けて継続して啓発を実施する。併せて、当事者が抱える生きづらさ等の解消に向けて相談窓口の情報提供等を継続して実施する。																	

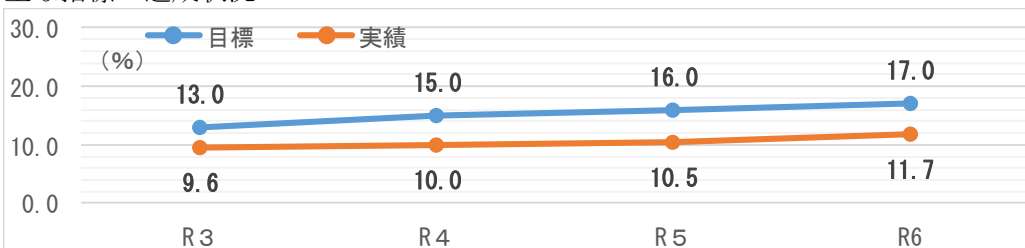
⑧感染症患者等

取組の方向	○ 感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。
H I V / エイズについての啓発、ハンセン病についての啓発、新たな感染症についての啓発	
主な取組と実績	○ ハンセン病の正しい知識の普及・理解促進のため R 6 年度から県民対象療養所バスツアーを実施。 ・ハンセン病療養所バスツアー参加者数: R 6 : 19 人 ○ H I V ・エイズの正しい知識の普及による感染予防や検査促進、H I V 感染者等に対する偏見・差別解消を目的としたイベントを実施。 ・H I V ・エイズ啓発イベント: R 6 : 1, 744 人 (R 2 ~ R 5 は新型コロナウイルス感染症の影響で中止) ○ 新型コロナウイルス感染症やワクチンについて県 HP で偏見・差別を無くすための啓発記事を掲載 R 4 年度から掲載。 ・新型コロナについての啓発記事閲覧数: R 4 : 73 件、R 5 : 239 件、R 6 : 366 件
成果・課題	○ 感染症に関する人権侵犯件数（法務局統計）は R 3 ~ R 6 にかけて、0 ~ 4 件程度で推移しており、感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する偏見・差別が生じている。 ○ ハンセン病についてよく知る人が少なくなっており、特に若い世代で理解・関心不足が発生し、また、そのことによる差別の発生が懸念される。 ○ H I V 感染者等に対しては、現在でも、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく正しい知識の習得が十分でないことによる偏見・差別が存在している。
今後の取組(案)	○ 学校教育関係者等と連携し、児童・生徒に対し、偏見・差別の解消に関する教育や、保護者に対する情報提供を継続して実施する。 ○ 患者等の人権尊重のために必要な、感染症についての正しい知識の理解を促進するため、イベントや強化週間等のあらゆる機会を活用した取組を継続して実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症危機発生時は、科学的知見等に基づいた情報提供・共有を徹底し、感染者等に対する偏見・差別は許されない旨等の呼びかけを実施する。

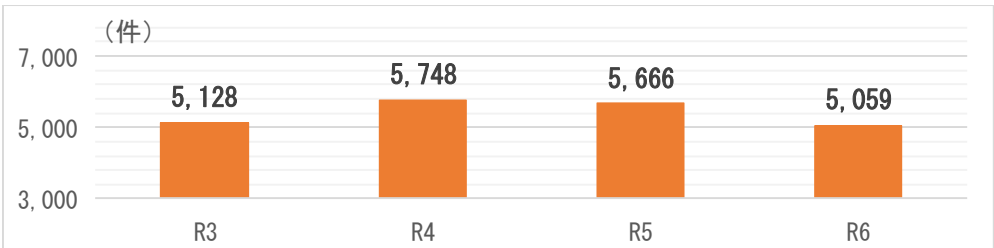
⑨刑を終えて出所した人

取組の方向	○ 刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。										
当事者の置かれる状況への理解促進											
主な取組と実績	○ 県計画を策定するとともに、市町に対して計画策定の働きかけを行った。また、更生支援に関する県民の理解を促進するために「社会を明るくする運動」を推進した。 主な指標の達成状況 ※R 7時点で20市町の策定を目標とする  <table border="1"> <caption>表 14 地方再犯防止推進計画を策定した市町の数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>市町数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R 4</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	年度	市町数	R 3	12	R 4	17	R 5	19	R 6	23
年度	市町数										
R 3	12										
R 4	17										
R 5	19										
R 6	23										
成果・課題	○ 市町再犯防止計画の策定は目標を達成し、県内全市町で策定されている。一方で、市町における福祉分野（高齢者・障害者等）での取組が更生支援の視点を十分に踏まえて行われていない状況があり、さらなる啓発や取組が必要。										
今後の取組（案）	○ 更生支援に関する県民の理解を深めるための啓発を継続して実施するとともに、市町における福祉分野（高齢者・障害者等）での取組において、更生支援の視点を踏まえて行われるよう働きかけていく。										

⑩犯罪被害者等

取組の方向	○ 犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。														
当事者の置かれる状況への理解促進、犯罪被害者等の権利擁護の推進															
主な取組と実績	○ 犯罪被害者週間中に街頭啓発キャンペーンや講演会を実施し、被害に遭った際に相談できる窓口の周知や当事者の置かれる状況についての理解促進を行った。また、支援を行う関係団体職員等へ知識の習得等を目的に研修を実施した。 ・講演会参加者数：R 3：40 人、R 4：68、R 5：111 人、R 6：154 人 ・研修参加人数：R 3：56 人、R 4：31 人、R 5：39 人、R 6：71 人														
	主な指標の達成状況														
	 <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (%)</th><th>実績 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 3</td><td>13.0</td><td>9.6</td></tr><tr><td>R 4</td><td>15.0</td><td>10.0</td></tr><tr><td>R 5</td><td>16.0</td><td>10.5</td></tr><tr><td>R 6</td><td>17.0</td><td>11.7</td></tr></tbody></table>	年度	目標 (%)	実績 (%)	R 3	13.0	9.6	R 4	15.0	10.0	R 5	16.0	10.5	R 6	17.0
年度	目標 (%)	実績 (%)													
R 3	13.0	9.6													
R 4	15.0	10.0													
R 5	16.0	10.5													
R 6	17.0	11.7													
表 15 犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度															
成果・課題	○ 犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度は徐々に向上しているが、十分な認知には至っていない。														
今後の取組(案)	○ 被害者支援に携わる関係機関とも連携し、犯罪被害者等が置かれた状況などに対する県民の理解や共感を効果的に深めていく啓発を継続して実施する。														

⑪インターネットによる人権侵害

取組の方向	○ インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。										
正しい知識の普及と理解の促進											
主な取組と実績	○ インターネットの適切な利用のため、県民に対して県警HPやSNSで注意喚起情報や動画の発信を行った。 ・ 広報資料件数 R3:18 件、R4:10 件、R5:28 件、R6:18 件 ・ 動画件数: R4:38 件、R5:15 件、R6:15 件 ○ また、特に若年層に対しては、中国総合通信局・広島市と連携したインターネットリテラシー講習会の開催や年齢に応じたリーフレット配布による啓発を行ったほか、広島県青少年健全育成条例の改正（R7.1月施行）等によりフィルタリングの利用促進を図った。 ○ インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害事案について、県警に寄せられた相談に対し、助言などの対応を行った。 主な指標の状況  <table border="1"> <caption>表 16 サイバー犯罪相談件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>5,128</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>5,748</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>5,666</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>5,059</td> </tr> </tbody> </table>	年度	相談件数 (件)	R3	5,128	R4	5,748	R5	5,666	R6	5,059
年度	相談件数 (件)										
R3	5,128										
R4	5,748										
R5	5,666										
R6	5,059										
成果・課題	○ 特定の個人への誹謗中傷等の人権侵犯事件の発生が続いている。特に若年層においてインターネット利用の低年齢化、またそれを背景とするSNS等を介した自画撮り被害等が発生しているほか、災害時のデマの発生、AIを悪用したディープフェイクの問題といった諸情勢の変化が生じている。 ○ さらに、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されたことから、被害にあった際の対処法や相談先の周知等の取組を進めていく必要がある。										
今後の取組(案)	○ 社会的な関心を集めたインターネット上の人権侵害の事案が発生する等、インターネットと人権について関心が高まっており、被害者にも加害者にもならないための適正なインターネットの利用についての啓発や、被害に遭った際の救済手段について、周知啓発を継続して実施する。										

⑫国及び他団体と協力していく分野

取組の方向	○ 北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。 ○ 先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。
北朝鮮当局による拉致問題等に関する理解促進と関心の向上 アイヌの人々についての正しい知識の普及と理解の促進	
主な取組と実績	○ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、拉致問題への認識を深めるため、県立図書館と連携した展示や啓発冊子の配布、ブルーリボン・ツリーの設置、啓発パネルの展示等の啓発を行った。また、国及び県内市町との共催により、映画及びアニメの上映会や舞台劇公演を実施した。啓発ポスターの掲示等の啓発を行った。 ・ 北朝鮮拉致問題啓発冊子配布数 R3:69 冊、R4:25 冊、R5:72 冊、R6:75 冊 ・ 上映会等参加者数 R3:50 名（竹原市アニメ上映会）、R4:開催なし(※)、R5:429 名（安芸太田町アニメ上映会 76 名、三原市舞台劇公演 353 名）、R6:170 名（府中市映画上映会） ※福山市において実施予定であったが、コロナの影響などにより中止となった。 ○ アイヌの人々についての正しい知識の理解・認識を深めるため、啓発冊子の作成・配布等を行った。

成果・課題	○ 拉致被害者の家族の高齢化が進む中、解決に向けた具体的な動きが無く、特に若年層をはじめ県民全体で課題認識が薄れていくおそれがある。 ○ アイヌの人々について学んだりする機会が少なく、県民全体で課題への関心・認識が低い状態である。R 4内閣府調査では「アイヌの人々に対する差別や偏見の有無」について、「ない」が28.7%、「わからない」が49.7%となっている。
今後の取組 (案)	○ 国等と連携し、北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていく啓発を継続して実施する。 ○ 国等と連携し、アイヌの人々の歴史や文化を含めた正しい知識や理解が深まるように、啓発を継続して実施する。

(2) 効果的な啓発の実施

①プランの推進体制 ②効果的な啓発方法 ④多様な手法や時機を捉えた啓発

人権課題全般の周知	
主な取組と実績	○ 県民の人権課題に対する関心や理解の底上げを図るため、県民が親しみをもって参加できる人権啓発イベントやスポーツチームとの連携による啓発や新聞・ラジオ等のマスメディアを活用した広報などを関係機関と連携して実施した。 ・「イベント参加者の「日常生活において参考になる内容があった」と回答した人の割合」()内は目標数 R 4:84.0% (50.0%)、R 5:87.2% (83.8%)、R 6:91.4% (87.2%) ・人権啓発イベント参加者数 ()内は目標数。 ※R 4、R 3は感染症対策によりネット配信で開催 R 5:9,258人 (16,000人)、R 6:10,289人 (10,000人)
成果・課題	○ イベント参加者数は目標を達成し、約9割の参加者から「参考になった・関心が深まった」等の評価を得たが、イベントのさらなる参加を促す必要があるほか、参加者が具体的な意識変容に至っていない状況がある。
情報の共有と活用	
主な取組と実績	○ 人権啓発の取組を充実させるため、プランのフォローアップを通じて効果的な取組事例を人権施策推進協議会で共有した。また、効果的な啓発を行うため、イベントで行ったアンケート等から得たデータを基に、比較的関心の高い人権課題と低い人権課題を組み合わせるイベント等で啓発を実施した。
成果・課題	○ イベント参加者に行ったアンケート結果において、比較的関心の低い人権課題については依然として低い状態があり、今後課題認識の低下が懸念される。
今後の取組 (案)	○ イベント参加者のさらなる増加に向け、多様な層を対象とした広報や新たな連携先開拓等を行うほか、人権課題の認識の向上及び県民への人権尊重の意識の浸透に向け、共感しやすい啓発手法等により効果的な啓発を実施する。

③人材育成

主な取組と実績	○ 人権啓発指導者養成研修会をテーマを変えながら毎年度開催した。 ・人権啓発指導者養成研修会参加者数 ()内は目標数 R 4:315人 (300人)、R 5:460人 (300人)、R 6:389人 (300人) ○ 市町職員や消防職員、医療・保健・福祉関係者等に対して、それぞれが実施する研修の教材等を提供した。また、県職員向けには、初任者や管理者を対象とした人権研修のほか、年2回各職場で研修を実施した。
成果・課題	○ 人権啓発指導者養成研修会について、参加者数の目標を達成し、約8割の参加者から「研修内容が職場で役に立つ」と高評価を得たが、企業等の人事担当者の参加が少なく、企業内での取組をさらに充実させるために、さらなる参加を促すための工夫が必要。
今後の取組 (案)	○ 人権啓発指導者養成研修会については、企業での人権に対する取組が充実させるため、ニーズを把握し研修内容を検討する等、企業のさらなる参加を促す工夫を行う。併せて、市町職員や医療・保健・福祉関係者等に対する研修についても継続して実施する。